

霧島屋久国立公園

屋久島地域管理計画書

平成12年9月20日

環境庁自然保護局
九州地区自然保護事務所

はじめに

屋久島は、九州本島最南端から南方約60キロメートル離れている総面積502.6平方キロメートルの孤島であり、山岳部を中心に島全体の約37%の18,738ヘクタール（霧島屋久国立公園の総面積54,833ヘクタールの約34%）が国立公園に指定されている。公園区域は、行政区域では上屋久町及び屋久町の2町にわたっている。

この屋久島は、九州最高峰である宮之浦岳（1,935メートル）や黒味岳（1,831メートル）などを擁し、その山岳景観により洋上アルプスとも呼ばれている。また、亜熱帯植生から亜高山帯植生に至る垂直分布、樹齢千年をこえるヤクスギを含む原生林、大規模な照葉樹林、固有植物を数多く有する特異な動植物相など他の地域では見られない自然環境を擁していることから、平成5年12月には、青森県及び秋田県にまたがる白神山地とともに、日本初の世界自然遺産地域として登録された。

霧島屋久国立公園は、昭和9年3月16日に霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域の公園区域拡張に伴い、現在の名称に改称された。昭和50年5月17日には公園区域の一部を屋久島原生自然環境保全地域へ振り替えるため削除し、昭和58年1月14日には西部地域の区域の拡張が行われた。

本管理計画は、このような地域の現状、特性を踏まえ、自然環境の保全と各種行為並びに各種法令に基づく管理方針との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第1 管理計画区設定方針 | 1 |
| 第2 屋久島管理計画区 | 3 |
| 1 管理の基本的方針 | 3 |
| (1) 保護に関する方針 | 3 |
| ア 風致景観の特性及び保全対象 | 3 |
| イ 保全対象の保全方針 | 4 |
| (2) 利用に関する方針 | 4 |
| ア 利用の特性及び利用方針 | 4 |
| イ 利用施設の整備及び管理方針 | 4 |
| ウ 利用の指導及び利用規制の方針 | 5 |
| 2 風致景観の管理に関する事項 | 5 |
| (1) 許可、届出等取扱方針 | 5 |
| ア 特別地域に係る取扱方針 | 5 |
| (2) 公園事業取扱方針 | 10 |
| ア 共通事項 | 10 |
| イ 尾之間集団施設地区 | 12 |
| ウ 道路及び単独施設 | 12 |
| 3 地域の開発・整備に関する事項 | 22 |
| (1) 自然公園施設 | 22 |
| (2) 一般公共施設 | 22 |
| (3) その他大規模開発 | 23 |
| 4 土地及び事業施設の管理に関する事項 | 23 |
| (1) 国有財産の管理 | 23 |
| ア 土地 | 23 |
| イ 建築物 | 23 |
| (2) その他の土地又は事業施設の管理 | 23 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|----|
| 5 | 利用者の指導等に関する事項 | 23 |
| (1) | 自然解説 | 23 |
| ア | 自然に親しむ運動 | 24 |
| イ | 解説板の整備方針 | 24 |
| ウ | その他 | 24 |
| (2) | 利用の規制 | 24 |
| ア | 自動車の利用規制 | 24 |
| イ | 野営の規制 | 24 |
| ウ | 植物保護のための立入規制 | 24 |
| エ | 野生動物への餌やり防止対策及び山岳部へのペットの持ち込み防止対策の推進 | 25 |
| (3) | 利用の安全対策 | 25 |
| 6 | 地域の美化修景に関する事項 | 25 |
| (1) | 美化清掃計画 | 25 |
| (2) | 修景緑化計画 | 26 |
| 7 | その他 | 26 |
| (1) | 申請書の進達及び指令書の交付ルート | 26 |
| (2) | 世界遺産センターの運営 | 26 |
| (3) | パークボランティア | 27 |
| (4) | 科学的知見に基づく管理のための調査研究の推進 | 27 |
| (5) | 景観モニタリング | 27 |
| (6) | 特定国立公園重点管理事業の展開 | 27 |
| (7) | 貴重な植物の盗掘防止及び保護増殖 | 27 |
| (8) | 住民等参加型の環境保全活動 | 28 |
| (9) | 21世紀を担う島の子供たち等を対象にした環境教育への積極的協力 | 28 |
| (10) | エコツアーの支援 | 28 |
| (11) | 公園管理計画の改定 | 28 |
| (参考事項) | | |
| 1 | 管理計画検討会名簿 | 30 |
| 2 | 作成経緯及び検討経緯 | 30 |

【参考資料】

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 霧島屋久国立公園屋久島縄文杉登山のあり方検討報告書（平成4年3月）の概要 | 33 |
| 2 | 霧島屋久国立公園屋久島花之江河湿原保全計画書（平成元年3月）の概要 | 34 |
| 3 | 調査研究用プロット等 | 34 |
| 4 | モニタリング・ポイント一覧 | 37 |
| 5 | 指定植物 | 38 |
| 6 | 屋久島における絶滅のおそれのある植物種 | 41 |
| 7 | 屋久島における絶滅のおそれのある動物種 | 45 |
| 8 | 植物版レッドリストに掲載された種のうち屋久島で確認されているもの | 46 |

第1 管理計画区設定方針

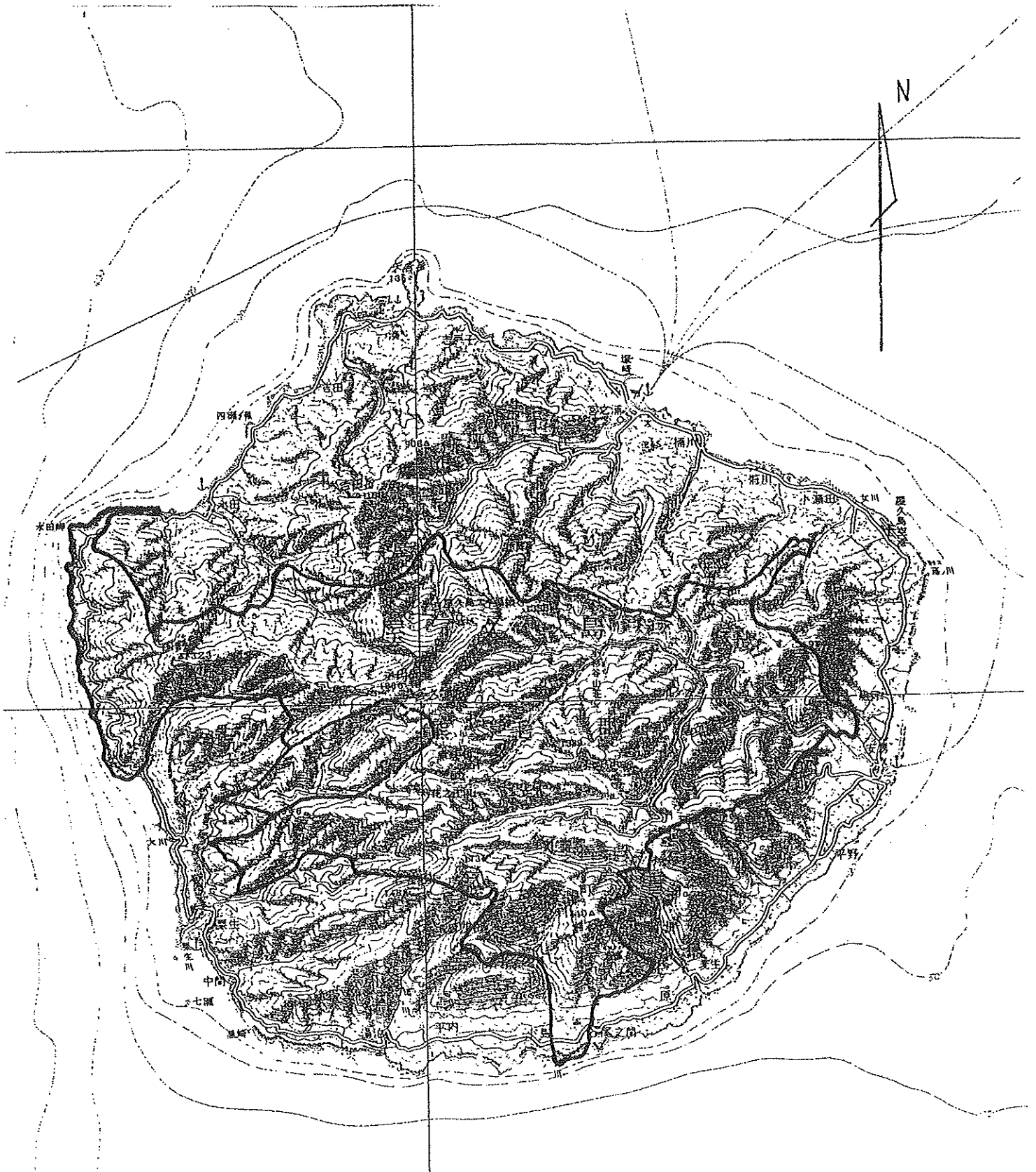
九州本島最南端から南方約60キロメートル離れたほぼ円形の島で、海岸部の平地が少なく中央部にすぐれた山岳景観が見られる地理的・地形的条件、並びに行政区域では鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町の2町のみにあたっていることの社会的条件から、屋久島の国立公園区域全体を屋久島管理計画区とし、風致景観の管理方針、その他必要な事項について定める。

なお、霧島屋久国立公園屋久島地域管理計画は、今回、初めて作成するものであり、本管理計画は、原生的自然環境の保護に主眼をおきつつ、諸情勢の変化を踏まえ、次の方針により設定する。

- (1) 環境基本計画の主旨に配慮して記述する。
- (2) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法第5条による「申請に対する審査基準」として位置づけられたことに対応する。
- (3) 公園事業関係の個別の取扱要領等、申請の処分の基準としている取扱いを管理計画に位置づける。
- (4) 本地域における各種構想、計画、施策等を踏まえ記述する。

屋久島管理計画区

鹿児島県熊毛郡上屋久町、屋久町



第2 屋久島管理計画区

1 管理の基本的方針

屋久島において、国立公園をとりまく社会状況は、人口、産業構造、交通アクセス、観光客の数や志向、「屋久島環境文化村構想」等の地域整備計画に基づく施策の実施等大きく変化しており、国立公園管理上の課題も緊急的なものから中長期的なものまで様々である。

こうした状況を踏まえ、今後の国立公園管理に当たっては、林野庁、鹿児島県、上屋久町及び屋久町との連携はもとより、各種協議会、研究者、団体、島民及びボランティア等の協力・参加、学識経験者の意見及び来島者の積極的な協力を得ながら管理していくことがますます重要となっている。

この基本認識のもとに本管理計画は、屋久島世界遺産地域管理計画等を踏まえつつ、管理方針をできるだけ明確にし、関係者との調整を図り、現地管理の指針として作成するものである。

なお、屋久島世界遺産センターは、国立公園等の管理、屋久島の調査研究、各種情報の提供、環境教育及びエコツアー等の普及啓発活動等の拠点としての役割を果たすものとする。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

地形は、島の中央部に九州最高峰の宮之浦岳（1,935メートル）を主峰として1,000メートルをこえる山岳が45以上連座している。平地では温暖多雨の気候で、平野部の降水量は4,000ミリメートルをこえ、山頂部の降水量は年間10,000ミリメートルをこえると推測される。この多量の降雨が、多数の河川となり深い谷を刻んで特徴的な景観を形成している。

植物相については、海岸付近のアコウ等の亜熱帯植生から、タブノキ、シイ、カシ等の暖帯植生、モミ、ヤマグルマ等の温帯植生を経てヤクザサ、シヤクナゲ等の冷温帯植生に至る多様な植生の垂直分布が顕著に見られる。また、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む屋久島固有の林相を呈する原生的な自然林等、本土とは異なる特異な森林植生を有している。さらに、地理的特性から、固有種等を含む1,900種以上の種が分布しており、ヤクシマシヤクナゲ等の固有植物94種、分布の南限種は200種以上、北限種も多数確認されている。また、日本本土の自然植生に通見られるブナ等の冷温帯性落葉広葉樹林が欠如していることや面積の小さい島にもかかわらず蘚苔類が600種に及ぶ等本土とは大きく異なった生態を有しており本公園を特徴づけている。

また、動物相については、九州本土から切り離されて以来の15,000年に及ぶ歴史と変化に富む植生からなる原始性豊かな生息環境は、多くの屋久島固有の亜種を生み出してきた。

哺乳類では、ヤクシカ、ヤクシマザル（通称ヤクザル）など4種の固有亜種を含む16種が確認されている。

鳥類は、ヤクシマアカコッコ、タネコマドリ（通称ヤクコマドリ）等4種の固有亜種を含む150種が知られており、また、このうちアカヒゲ、カラスバト等4種が天然記念物に指定されている。

この他、は虫類が15種、両生類が8種、昆虫類が約1,900種確認される等屋久島の動物相は、面積の小さい島としては極めて豊富であり特徴的である。

本公園の風致景観を構成するこれらの特徴的な地形、特異な植生及び豊富な動植物相が、保全対象として特に重要である。

イ 保全対象の保全方針

調査研究を推進し、研究成果及び屋久島管理計画区全体の生態系の保全に配慮しつつ、特に世界自然遺産登録地域を含めた亜高山帯地域及びヤクスギ原生林等特徴的な自然景観の厳正な維持を図る。

また、西部地域に見られる植生の垂直分布の連続性は貴重な景観であるため、人為による影響は最小限にとどめる。

世界自然遺産地域周辺にあっても、林野庁等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、生態系の保全に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、山岳部における登山利用である。登山利用の中でも、縄文杉を目的地とする日帰りルート（荒川登山口～縄文杉間の往復）の利用者が最も多く、次いで荒川登山口や淀川登山口から縄文杉、宮之浦岳を縦走するルートが多い。これらの登山道では、踏圧による土壌の浸食が見られる。

これらのことから、本管理計画区では、一部地域への過剰利用による植生の荒廃等が生じないように利用の適正化を図るとともに、山岳地域での登山利用、山麓地域での自然探勝等自然環境の特性に応じた利用を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

利用者の時期的な集中に伴い縄文杉を含む周辺地域等の生態系への悪影響が懸念されることから、国立公園内の正確な利用状況を把握しつつ、利用の現状等を踏まえ、利用時期の平準化及び国立公園の周辺地域を含めた広域的利用を念頭に、次の方針のもとに適切に利用施設を整備し公園管理を図る。

- ①すぐれた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、自然の衰退を招かない方法で整備する。
- ②污水处理施設等には、環境保全対策上最良の機能を有すると認められ得るものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。
- ③自然体験型利用を推進するための解説標識、植生保護のための木道、環境負荷を抑えたトイレ等の施設を重点的に整備する。また、世界自然遺産として登録されたことにより今後相当数の外国人利用者が増加することが考えられるため標識等は外国語併記に努める。
- ④「岳参り」等の伝統行事により活用されている公園計画歩道については、地元集落の協力も得た上で整備し、維持管理に努める。
- ⑤利用施設の管理は、事業執行者の責任において行い、快適な利用環境を維持する。
- ⑥公共性を有する施設の管理は、利用者の安全性を確保しつつ関係機関の協力のもとで適切に行い、必要に応じ適切な情報公開を基本にチップ制トイレの導入等受益者負担の検討も行う。

ウ 利用の指導及び利用規制の方針

- ①公園利用マナー、特に山岳利用時のマナーの向上を図る。
- ②山麓地域での環境教育学習をはじめ、自然に親しむ機会の増大を図る。
- ③上記2項目の推進を図るため、自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を関係施設との連携を図りつつ行う。
- ④野生動物との共存のあり方を検討し、関係機関との協力のもと、野生動物への餌やり防止対策及び山岳部へのペットの持ち込み防止対策を実施する。
- ⑤永田栗生線道路（車道）等における利用方策及びマイカー規制等利用誘導方策については、必要に応じ別途検討する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域及び特別保護地区に係る取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局長通知）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針を用いることとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱いに関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|--|
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、周囲の自然景観に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。</p> <p>②壁面後退 公園計画道路に近接している場合は極力後退する。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 形態は単純を旨とし、倉庫等小規模な建築物を除き、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(a) 屋根 原則として、切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とし、勾配を10分の2以上とする。色彩は原色を避け、焦げ茶色又は灰色等周囲の環境と調和したものとする。</p> |

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|-------|--|
| | <p>(b)壁面 使用する材料は、努めて木材や石材等とし、色彩は原色を避け、クリーム色等周囲の環境と調和した色彩とする。</p> <p>④修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の木は極力残す等、主要利用地からの景観に配慮したものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行う。</p> |
| (2)道路 | <p>①基本方針 第1種特別地域内においては、林道、作業道、施設への取付道路、工事用の仮設道路以外の道路の新築は、原則として認めない。 線形は、安全性に配慮した上で、地形の改変が少ないものとし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないように計画する。 曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するよう設計されたものとし、工事による造成を最小限に抑え、主要利用地からの景観保全に留意する。</p> <p>②附帯施設の取扱い 安全を確保する上で、必要最小限の規模に留めるものとするが、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合するものとする。 (a)安全柵（防護柵）は、ガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、色彩は焦げ茶色又は灰色（亜鉛メッキ）とする。 (b)落石防止柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶色とする。 また、構造については野生動物の活動圏が分断されないように配慮されたものとする。 (c)橋梁の欄干部分は、原則として焦げ茶色とする。</p> <p>③法面処理方法 (a)線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、修景緑化を行う。ただし、周囲が良好な自然林である場合や景観保全上重要な箇所である場合、又は野生動物の生息地として重要な箇所である場合には、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を用いて周囲の自然環境に配慮したものとする。 落石防止網を使用する場合の網の色彩は、光沢のない灰色、又は焦げ茶色等地肌の色彩を勘案し目立たない色彩とする。</p> |

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|-------------------|---|
| | <p>(b)擁壁は、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景觀に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをすること。 ただし、利用者の目にふれない場合はこの限りでない。</p> <p>(c)モルタル吹き付けは原則として行わない。</p> <p>④残土処理 原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園区域内における他の工事に利用できる場合には、極力流用を検討する。</p> <p>⑤修景緑化方法 (a)支障木で移植可能なものについては、極力移植する。 (b)道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土のうえ、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。 ただし、園地や駐車場等として利用することがふさわしい場合は、適切に整備するものとする。</p> |
| (3)電柱、鉄塔 アンテナ等 | <p>①基本方針 できる限り主要利用道路より離れた位置、又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置する等風致景觀の保護に配慮する。</p> <p>②規模、色彩等 高さ、本数とも必要最小限とする。 色彩は、主要利用地あるいは主要利用道路から望見される場合、近景であって森林内に納まる場合は灰色又は焦げ茶色、スカイラインから上に出てしまう場合には灰色とする。</p> <p>③その他 (a)電力柱と電話柱等が並行する場合は、原則として共架とする。 (b)広告、看板等は、掲出しない。</p> |
| (4)治山／砂防 施設 | <p>基本方針 特別保護地区においては原則として新設は認めない。その他の地域においては、現に災害を受けているか、または災害の恐れが大きい場合であって、他の方法では防災目的を達成することができない場合のみ認める。公園計画に位置づけている施設や主要利用地から望見される位置に設置する場合には、修景のため表面に石張り等の措置を講じることや野生生物の保護上必要な措置を図るものとする。</p> |

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|---|---|
| 2 木竹の伐採 | <p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「自然公園内における森林の施業について（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とする。</p> |
| 3 土石の採取 | <p>基本方針</p> <p>温泉ボーリング等において、配管等関連施設が想定される場合は、行為後の施設が及ぼす風致上の影響を併せて審査し、風致上支障がないものにより認めるものとする。</p> |
| 4 広告物 | <p>①基本方針</p> <p>現在乱立している箇所については、整理に努めるものとする。</p> <p>②設置場所</p> <p>主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致上の支障のない箇所を選定する。</p> <p>③規模、材料、色彩等</p> <p>目的に応じた大きさとするが、極力抑えられた規模とする。</p> <p>支柱及び表示板の材料は、極力、木材、石材等自然材料を用いることとするが、案内標識、解説標識等表示面の汚損が想定される場合は、この限りでない。</p> <p>また、表示面に使用する色彩は、焦げ茶色や無彩色等極力周囲の環境と調和したものとする。</p> <p>設置した標識類が汚損した場合には、設置者の責任において修理・更新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。</p> |
| 5 植物の採取 又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は損傷、動物の卵の採取又は損傷 | <p>基本方針</p> <p>自然公園法第17条第3項第8号に基づき環境庁長官が指定した植物種（参考資料5参照）については、採取の目的等を勘案し、特に慎重に取り扱う。</p> <p>動物種のうち、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による規制対象となっているものについては、担当部局と連携を図りつつ対応する。</p> <p>申請書には、研究の目的、採取・捕獲量、種類、既知見と申請に係る研究との関連、採取物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体</p> |

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|--------|---|
| | <p>的に記載することとする。</p> <p>採取・捕獲量は、研究目的及び現状の生育・生息状況に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い地区での採取・捕獲を避けることとする。</p> <p>採取・捕獲者は、必ず許可証を携帯し、許可を受けていることがわかるように腕章等を着用する。</p> |
| 6. その他 | <p>調査、研究等のために設置する器材は、極力、共同研究が可能となるよう、研究利用のしやすい場所に設置する。設置されたものには、許可年月日及び設置者名を明記し、使用後は直ちに撤去する。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知）によるほか、屋久島世界遺産地域管理計画等を踏まえつつ、以下のように取り扱う。

ただし、本管理計画内において別途地区ごとに個別に定めている場合においては、共通事項と齟齬を来す場合に限り、個別の定めに従うこととする。

なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱いに係わず、その時点で個別に検討するものとする。

また、建築物等の規模は、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準を準用する。

ア 共通事項

①公園事業施設の基本的趣旨及び制約

- (a) 不特定の国民に供せられる施設であること（予約の受付け、料金の設定等に関し、会員制等により特定の者を優遇してはならない。）。
- (b) 国立公園の利用者に対し良好なサービスを提供すること。
- (c) 国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）に出来るだけ沿うような施設形態、施設内容とすること（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。）。
- (d) 良好な自然環境内に設置していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるように努めること。
- (e) 施設の形態、デザイン、色彩、材料自体が周囲の自然景観や環境を害することのないよう設置すること。
- (f) 周囲の自然景観や環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施する等、管理運営については、特別に配慮すること。

②施設の位置等

- (a) 敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の自然景観や環境が大幅に変化しないことを基本とする。
- (b) 敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木や転石、河川、湿地等当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とする。
- (c) 道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に行わない場合を除く。
- (d) 勾配30パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。
- (e) 敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成する。

③建築物のデザイン等

(a) 高さ及び建築面積

必要最小限の規模とする。

(b) 建築物の形態

特に大規模な建築物の場合は、一つの壁面の面積が過大となり景観上利用者に視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化を持たせて一つ一つの壁面の面積を小さくする、色彩の変化や材料の変化を工夫する、附属物や壁面の構造、色彩等による壁面の分断を図る等の工夫をする。

(c) 屋根の形態

陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋又は腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は、10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることがかえって建築物の形態として不自然となってしまう場合や、規模が大きくなり過ぎかえって景観を害してしまう場合にあつては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。また、10平方メートル以下程度の小規模な建築物であつて、切妻等とすることがかえって不自然と判断される場合は、片流れを許容する。

(d) 屋根の色彩

焦げ茶色を標準色とする。ただし、自然材料又はこれに準じた材料を使用する場合は、この限りでない。

(e) 壁面の材料

極力自然材料（木材、石材）を使用する。全面使用ができない場合は、デザインとして木材による付柱や石材の張り付けを検討する。

(f) 壁面の色彩

壁面に木材を使用する場合は、木材の地色を許容する。木材に塗装する場合は、茶色系に限る。壁面に石材を使用する場合は、地色のままとする。

自然材料を模した材料（人造石等）を使用する場合は、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、材料の地色を許容する。

塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあつては、全面的に使用するのは好ましくない。）、淡い茶色、淡いクリーム色又は淡い灰色を標準色とし、屋根の色彩との調和、同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、周辺の色調との調和を考慮して決定する。

(g) 車庫、倉庫、従業員寮等付帯建築物

極力主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、上記と同様に取り扱う。

(h) 野生鳥類への配慮

大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐ処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を施す。なお、設置に当たっては、個別に調整を図る。

（注）バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類のシール。

④ 標識類等

極力、木材、石材等の自然材料を使用するものとするが、案内標識、解説標識等表示面の汚損が想定される場合には、この限りでない。

蛍光塗料のパーミリオン（朱色）等公園利用者に必要以上に強い印象を与える色彩を用いるものではないこと。また、外部からの照明は白色又は黄白色等に限るものとする。このほか、規模等に関しては、原則として自然公園法施行規則第11条の規定を公園事業についても適用するものとする。

イ 尾之間集団施設地区

| 事業の種類 | 取 扱 方 針 |
|-------|---|
| | <p>①基本方針</p> <p>屋久島南部のモッチョム岳や鈴岳を見上げる場所に位置し、照葉樹林が見られる等風致は良好である。区域の大半が民有地で公共用地の確保は困難な状況にある。</p> <p>今後は、本公園の宿泊拠点として地区の整備を進め、適切な管理運営により利用の増進を図る。</p> |
| 1 宿舎 | <p>①基本方針</p> <p>宿泊拠点として整備する。</p> <p>②施設の規模</p> <p>建物の高さは、地区内既設宿舎の最高高以下とし、極力、周辺の樹高にも配慮するものとする。</p> <p>③修景緑化等</p> <p>施設の周囲には、原則として現地産樹木と同種の樹木等により植栽を行う。</p> |

ウ 道路及び単独施設

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|----------|-----|--|
| 1 道路（車道） | 全 域 | <p>①基本方針</p> <p>(a)道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用道路であることに鑑み、附帯施設としての駐車場、解説板等管理施設の適切な整備、道路からの景観の保全に留意する。</p> <p>(b)自然環境のすぐれた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置等可能な措置をとる。</p> <p>(c)工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。</p> <p>(d)野生動物の活動を妨げない道路構造とする等野生動物の保護に十分配慮する。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>安全性を確保する上で、必要最小限の規模に留めるものとするが、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(a)安全柵（防護柵）を設置する場合は、動物の横断等にも配慮した構造とする。</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|-----|--|
| | | <p>(b)コンクリート側溝を併設する場合には、小動物横断の阻害とならない皿型等の使用を検討する。</p> <p>(c)ガードケーブル、ガードレールの色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>(d)落石防止柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶色とする。</p> <p>(e)橋梁の欄干部分は、原則として焦げ茶色とする。</p> <p>(f)道路附帯園地については、第2・2・(2)・ウ・3の園地の取扱いに準じる。</p> <p>(g)道路附帯駐車場の整備に当たっては、利用者が風景や自然の音などを楽しめる場所に配慮する。</p> <p>③法面処理方法</p> <p>(a)周囲が良好な自然林である場合や景観保全上重要な箇所である場合又は動物生息地として重要な箇所である場合には、周囲の自然環境を保全するため、改変面積を出来るだけ少なくし、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用する。</p> <p>法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、極力石積み又はふとん籠とする。</p> <p>ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は原則として表面には自然石を使用するか、自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用者の目にふれない場合はこの限りでない。</p> <p>(b)落石防止網を使用する場合の網の色彩は、光沢のない灰色又は焦げ茶色等地肌の色彩を勘案し目立たない色彩とする。</p> <p>④残土処理方法</p> <p>原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園区域内における他の工事に利用できる場合には、極力流用する。</p> <p>⑤修景緑化方法</p> <p>(a)支障木で移植可能なものについては、極力移植する。</p> <p>(b)工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> <p>(c)道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土のうえ、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。た</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|--|--|
| | | <p>だし、路傍圃地化等がふさわしい場合にあつてはこの限りでない。</p> |
| | <p>尾之間線 (尾之間の公園 区域内の県道)</p> | <p>基本方針 主に、生活道路として利用されているため事業執行は行なわない。</p> |
| | <p>荒川谷線</p> | <p>基本方針 荒川口から県道屋久島公園安房線までの区間については、利用状況に応じて必要最小限の整備を図る。 なお、駐車場については、土埋木の搬出等森林施業との調整及び適正な利用に配慮して整備を進めていく。</p> |
| | <p>永田栗生線 (主要地方道 上屋久永田屋 久線)</p> | <p>①基本方針 屋久島を一周する県道は、約9.5キロメートルを残して、ほぼ改良は終了している。現道は幅員4メートル、最小曲線半径10メートル、最急縦断勾配12パーセントですべて舗装されているものの、まだ危険箇所もあり、そのため一般車両の交通量は他の区間に比較すると少ない。 当該車道は、屋久島を一周する経済及び生活上重要な主要幹線の一部であり、一周道路があることで島民に安堵感を与えている。 本路線の整備については、環境影響評価調査結果等を踏まえ事業者自らが白紙に戻し再検討することとなり、整備のあり方については、平成9年11月に鹿児島県が設置した「屋久島の一周道路整備検討委員会」の中で、十分な議論がなされ、平成11年3月には同委員会は、現道の「維持管理を基本とし、必要最小限の範囲での防災対策を図るとともに、自然環境や景観に配慮した災害復旧等に努めることとする」との提言をまとめた。 また、本線周辺では、植生の垂直分布が見られ、ヤクシカ、ヤクシマザル等の野生動物の貴重な生息地が広がっているため、以下の基本方針のもとに整備を行う。 (a)すぐれた自然環境への影響を極力少なくし、又利用者の安全性を確保し整備を行うこと。</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|----------|-----|---|
| | | <p>(b)道路管理者等と協力して解説標識等を整備し「ゆったりとした自然とのふれあいが可能な主要地方道」として整備を図るものとする。</p> <p>(c)将来的には、携帯ラジオ等を用いて公園利用者に自然情報を提供するサービスの可能性について検討すること。</p> <p>②整備に当たって留意すべき保全対象</p> <p>(a)植生が車道によって分断されることなく、海岸線から国割岳山頂まで連続している景観。</p> <p>(b)道路におおいかぶさる緑のトンネル。</p> <p>(c)展望地からの景観：川原付近からの国割岳の景観、永田岬からの海洋景観及び海岸線の景観等。</p> <p>(d)車窓からの景観：溪流、林間・林床・路傍の植物（ヘゴ、リュウビンタイ、クワズイモ、フヨウ、アブラギリ、アコウ、タブノキ、シイ等の巨木）の景観等。</p> <p>(e)希少植物の生育個所。</p> <p>(f)ヤクシカ、ヤクシマザル等の動物の生息環境及び生態観察フィールドとしての価値。</p> |
| 2 道路（歩道） | 全 域 | <p>①基本方針</p> <p>(a)周辺環境及び歩行者の安全性の確保に配慮し整備する。歩道の幅員は、利用者の状況に応じたものとする。</p> <p>(b)世界有数の多雨地帯であることから、浸食により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう、また、景観への影響にも配慮した構造とする。</p> <p>(c)既に浸食により、荒廃の生じた部分については、土留め工、木道工等により土壌の安定化を図る。</p> <p>(d)湿原等において整備する場合は、歩道を迂回させるか又は原則として木道等を設置し、自然環境の保全を図る。 また、ヤクシマダケ帯に歩道を設置する場合は、浸食の発生を注視し、十分な雨水等の対策を図る。</p> <p>(e)階段を整備する場合は、浸食に対応するため、階段の一番下の蹴上げの高さを協力低くするか、またはそれに代わるべき措置を行う。</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|-------------------------|---|
| | | <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。</p> <p>標識（誘導標識、案内標識、解説標識、注意標識等）を設置する場合には、利便性、管理面を考慮するとともに、色彩を焦げ茶色にする等周辺の自然環境に調和したデザインとする（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（環境庁自然保護局）」を参考にする。）</p> <p>③ 管理方法</p> <p>(a) 歩道管理のために実施しているテープの巻き付け（ピンクのリボン）及びペンキのマーキングは継続して実施する。</p> <p>(b) 管理体制を明確にし、枝払い、下草刈り等を実施する。その際、公園計画歩道のうち岳参り等の伝統行事で利用されている歩道については、区長等地元の意見にも十分配慮する。</p> <p>(c) 山岳地帯に設置した標識類は、特に維持管理に十分配慮する。</p> |
| | 永田黒味岳線 | <p>基本方針</p> <p>永田から永田岳、宮之浦岳、黒味岳を経て花之江河に至るルートである。昭和56～58年度で、全線について一応の整備が終了し、その後平成元年及び2年度に再整備した。近年、浸食が激しいために、特に早急に黒味岳～鹿之沢の区間の路面の浸食防止に重点を置いて整備する。</p> |
| | 小杉谷栗生線 （小杉谷～花之江河～栗生） | <p>基本方針</p> <p>楠川三叉路から石塚小屋、花之江河を経て栗生に至るルートである。現在、石塚小屋から小杉谷間は廃道となっている。栗生～花之江河間の一部区間については、昭和60年度に自然特性を解説する標識を整備した。</p> <p>今後の再整備に当たっては、利用状況を踏まえつつ、同様の整備を図る。</p> |
| | 尾之間荒川谷線 （尾之間～乗越） | <p>基本方針</p> <p>尾之間から乗越（公園計画の路線はヤクスギランドまで）に至るルートである。昭和58年度は、尾之間から蛇の口滝間の4キロメートル、昭和59年度には、その先乗越まで3.5キロ</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|---|--|
| | | <p>メートルが整備された。林内の植物は多種にわたり、特にシダ植物は屋久島低地に生育するものの相当程度が見られるため、植物観察のための登山道として整備する。</p> |
| | <p>原黒味岳線 (原～モッチョム岳～淀川～花之江河～黒味岳)</p> | <p>基本方針</p> <p>屋久町の原からモッチョム岳に登り、淀川口を通過して花之江河に至るルートである。</p> <p>昭和56、57、59及び63年度に淀川口から花之江河、黒味岳間の標識、木道、橋梁を整備した。また、昭和60年度に淀川避難小屋(休憩所)を整備し、平成2年度には淀川口にトイレを整備した。一部路面の洗掘等が著しいため、平成7年度から再整備を行っている。変化に富んだ自然が見られ、自然観察のための歩道として整備する。</p> |
| | <p>小杉谷宮之浦岳線</p> | <p>基本方針</p> <p>楠川三叉路から大株歩道を経て焼野に至るルートである。</p> <p>楠川三叉路から縄文杉までは、縄文杉等の巨木群が見られるため日帰り利用者が多数見られる。</p> <p>大株歩道入口から宮之浦岳までは、全線について昭和57年度に整備し、平成2年度には歩きにくい軌道敷の枕木の上に板を敷いたほか、平成7年度に一部区間の整備を行った。</p> <p>今後も路面の保護対策及び里程標等情報提供機能を充実させる。</p> <p>なお、整備に当たっては、「霧島屋久国立公園屋久島縄文杉登山のあり方検討報告書(参考資料1)」を参考にする。</p> |
| | <p>太忠岳線(ヤクスギランド～太忠岳～小杉谷)</p> | <p>基本方針</p> <p>ヤクスギランドから太忠岳、石塚方面、小杉谷に至るルートで、ヤクスギランドから太忠岳間について昭和60年度に整備している。一部施設の老朽化が見られるため、補修整備を検討する。</p> |
| | <p>花ノ江河石塚山線(花之江河～石塚山)</p> | <p>基本方針</p> <p>石塚小屋から石塚山(1,589メートル)方面に至るもので、石塚山から先で太忠岳線につながるルートである。これまで、花之江河から荒川支流までを中心に整備している。徒</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 扱 方 針 |
|-------|--------------|--|
| | | <p>渉地点があり、大雨時は通行不能となるので利用者の安全性の確保にも十分配慮したものとす。</p> |
| 3 園地 | 全 域 | <p>①基本方針</p> <p>自然探勝、散策、風景鑑賞等自然とのふれあいが増進されるように樹林地、展望地等各地区の特性に応じた施設の整備及び管理を行う。</p> <p>ただし、現地形を活かし、自然環境に十分配慮した整備を行うものとし、植生が荒廃している箇所については必要に応じて植生復元を行う。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場等を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。</p> <p>③管理方針</p> <p>(a)管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理を図り快適で安全な利用環境を維持するよう努める。</p> <p>(b)危険箇所及び自然環境の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用上の安全性の確保及び自然環境の保全を図る。</p> |
| | 太忠岳地区 | <p>基本方針</p> <p>太忠岳付近、特に花折岳からは奥岳の展望がすぐれている。利用状況を踏まえ整備する。</p> |
| | 本富岳地区（モッコム岳） | <p>基本方針</p> <p>空間の広がり考慮し、主に標識を整備する。</p> |
| | 永田岬地区 | <p>基本方針</p> <p>屋久島燈台や口之永良部島の景観を生かし、展望施設、駐車場の他、サルに餌を与えることを防止するための注意標識等の整備を検討する。</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|--------|-------|--|
| 4 避難小屋 | 全 域 | <p>①基本方針</p> <p>屋久島の山岳地には、4箇所の避難小屋が事業執行されている。利用度は高い順に、淀川小屋、新高塚小屋及び高塚小屋、石塚小屋である。収容人員は約15～60名で、ゴールデンウィーク等の最盛期には収容力をこえることがある。</p> <p>登山者の安全性を確保し、風致景観と調和するよう既設の施設の維持・補修等を行う。</p> <p>トイレについては、特に利用最盛期は、し尿がすぐ満杯状態になるほか、し尿の処分適地が限定され管理上支障をきたしている。</p> <p>今後、山岳部へのトイレの設置に当たっては、富士山等の全国の実例も踏まえながら、自然エネルギーの導入等を検討し、屋久島に適した整備を図る。</p> <p>なお、管理の充実のためには十分な経費が必要であるため、受益者負担の方向をも視野に入れながら今後検討を進める。</p> <p>②規模等</p> <p>必要最小限とし、降雨、風速等厳しい気象条件に絶え得るものとする。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>管理体制を明確にし、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努める。</p> <p>利用最盛期には、サプレンジャー等の協力を得ながら管理を行う。</p> <p>④その他</p> <p>避難小屋において使用規則を掲示することやパンフレットの配布等を通じ利用者のマナーの向上を図る。</p> |
| | 高塚山地区 | <p>基本方針</p> <p>昭和45年にブロック造、収容力約20人の施設を整備したが、老朽化及び利用者の増大等のため、平成3年度に小高塚岳付近に新たに施設を整備した（通称：新高塚小屋）。これに伴い旧小屋については、上屋久町が管理する小杉谷宮之浦岳線道路（歩道）附帯施設として把握し、平成7年度には営林署の助言等により、床面下に木炭を敷き詰める等の改修を実施した。両避難小屋について改修する場合には、雨具の干</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|-------------------|---|
| | | <p>し場の設置を検討する。</p> <p>新高塚小屋については、現状の利用実態を踏まえ、過剰利用の際のテントスペースを小屋周辺に検討する必要性が高い。トイレについては、現在水場の上部に位置することから、衛生上の観点も鑑みて立地位置も併せて快適性を向上するよう検討する。</p> <p>旧高塚小屋については、清掃用の水を確保するための屋根に降った雨水を貯める施設を整備する必要性が高い。</p> <p>併せて避難小屋利用規則を小屋内外に掲示する。</p> |
| | 永田岳地区 | <p>基本方針</p> <p>国立公園指定の前年の昭和38年に県単で石積み及び木造の避難小屋（収容力は約20人程度）が整備されたが老朽化が著しいため、補修等を行っていくものとする。</p> <p>なお、改修等に際しては既設小屋に使用されている資材を極力利用することや小屋内装、天窓等についても快適性を向上する観点から検討する。トイレについても快適性を向上する観点から位置を含めて再検討することとする。</p> <p>避難小屋利用者規則を小屋の外にも掲示するとともに雨具の干し場を併せて検討する。</p> |
| | 石塚尾根地区 | <p>基本方針</p> <p>床板の張替等を進めていく。</p> |
| | 割石岳地区 | <p>基本方針</p> <p>鯛之川上流部の両岸に小規模な避難施設を検討する。</p> |
| | 花ノ江河 (通称：淀川小屋) | <p>基本方針</p> <p>花之江河から約2.5キロメートル離れた淀川の河畔にあり昭和40年度に整備されたブロック造りの避難小屋を昭和60年度に建替えた。今後、トイレについて必要な整備を検討する。なお便器数については、収容力に見合ったものとする。</p> |

| 事業の種類 | 地 区 | 取 扱 方 針 |
|-------|----------------------|--|
| 5 休憩所 | 全 域 | <p>①基本方針 利用者の安全性を確保し、自然景観と調和するよう施設を整備する。</p> <p>②規模 必要最小限とする。</p> <p>③管理運営方法 管理体制を明確にし、休憩所及びその周辺の清潔の保持に努める。</p> |
| | 大株地区 | <p>基本方針 天候急変時の緊急避難場所としての整備を検討する。 整備箇所は、大株歩道入口付近を検討対象とする。</p> |
| 6 駐車場 | 荒川谷右岸地区 (ヤクスギランド) | <p>①基本方針 利用者数に見合った適切な規模の駐車場の整備を図る。</p> <p>②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留め、利便性及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然環境と調和したデザインとする。</p> <p>③管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮するものとする。 手軽にヤクスギの自然林が鑑賞できる場所として、一般利用の中心的存在であり、今後、さらに利用者が増加することが考えられるため、周辺の自然環境に配慮しつつ利用状況に応じて整備を図る。</p> |

3 地域の開発・整備に関する事項

(1) 自然公園施設

各種公共団体による公園施設の整備に対する取扱いは、2・(2)「公園事業取扱方針」のとおり。

なお、近年、複数の事業者により施設整備が行われているため、管理責任を明確にする観点から、整備した施設には設置者（業者名は除く）を品よく明記し、適切に管理する。

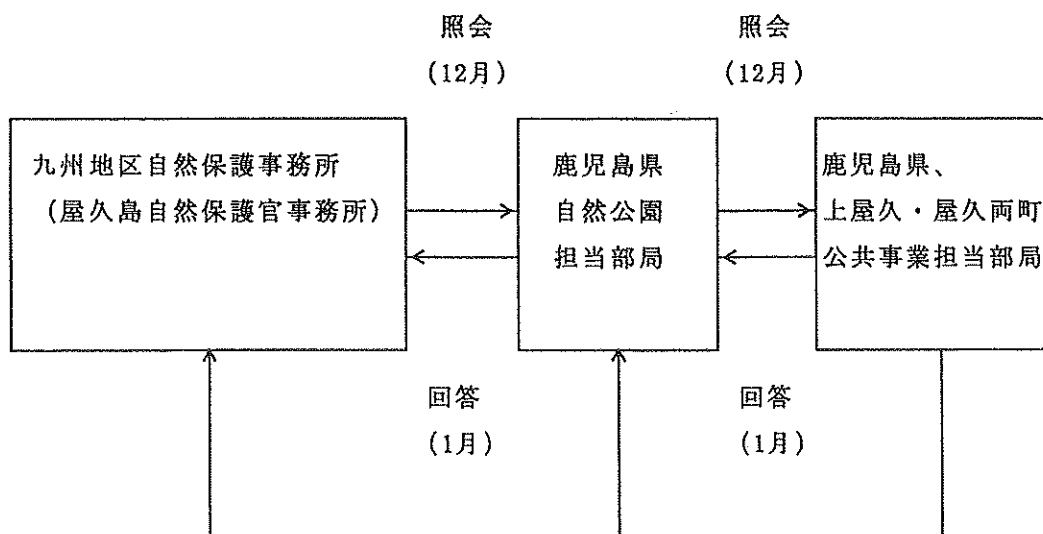
(2) 一般公共施設

地域の生活及び産業の基盤となる道路等の公共事業と国立公園行政との調整を円滑に進めるために下記手順に沿って事前に鹿児島県及び上屋久・屋久両町の公共事業担当部局と事業内容の調整を図るものとする。

- ①事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きが必要なもの。
- ②九州地区自然保護事務所（屋久島自然保護官事務所）が鹿児島県自然公園担当部局を通じて公共事業担当部局に対して、毎年12月末日までに次年度の事業計画について照会し、1月末日までに公共事業担当部局から自然公園担当部局を通じて回答を得る。
- ③九州地区自然保護事務所（屋久島自然保護官事務所）は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施する等、公園計画との調整を図る。
- ④公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定もしくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早めに調整を行い所定の手続きを進める。

なお、自然環境保全審議会は年2回、春（5月頃）と秋（10月頃）に開催される。

(事業調整手順)



ヒアリング・調整及び自然公園法手続き・留意事項等通知

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される計画については、環境影響調査を実施し、風致景観、野生動植物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア 土地

環境庁所管地はない。

イ 建築物

自然保護官事務所のある屋久島世界遺産センターと宿舎が3箇所（旧事務所（安房春牧）、安房、小瀬田）ある。今後とも、国有財産として適切に管理する。

(2) その他の土地又は事業施設の管理

永田栗生線道路（車道）沿線の民有地については、今後、関係機関とも相談のうえ、特定民有地等買上について検討する。

5 利用者の指導等に関する事項

屋久島島内にある環境学習関連施設等の有機的な連携のもとに、屋久島ならではの環境学習プログラムを提供するとともに、環境学習関連施設の利用促進を図るための相互調整及び情報・意見交換を行うことを目的として平成9年3月に設置された屋久島環境学習ネットワーク会議^(註1)等を通じて情報交換を図りつつ、関係機関等と協力して利用者指導を推進する。

(1) 自然解説

ア 自然に親しむ運動

上屋久・屋久両町と共催で平成元年度から「自然に親しむ集い」を実施し、平成8年度からは、環境学習の推進等を図る目的で設置された財団法人環境文化財団も加え4者の共催で実施している。

なお、両町の協力により、各家庭に配布されている「屋久島国立公園だより」については、行事等の情報源として定着しているところから、今後も、こうした広報活動を継続する。

イ 解説板の整備方針

昭和50年代後半から解説板の整備を行っているが、今後は、屋久島の歴史や自然の音（野鳥の声、小川のせせらぎなど）等が体験可能な場所での施設整備も検討する。

また、ネイチャーラベル（植物写真等と解説両方セットの解説板）等の整備にも努める。

なお、世界遺産に登録されたことを踏まえて、特に地名等については、極力、外国語併記を行う。

ウ その他

利用者への的確な情報提供を図るシステムを構築する。具体的には、利用者への登山情報等を提供するためのホームページを作成し、インターネットを通じて情報を提供する。その際、屋久島の自然をより深く利用者に知ってもらうためには屋久島の自然と人とのかわりを理解してもらうことが極めて重要であることから、屋久杉自然館、上屋久町歴史民俗資料館等との連携を図りつつ適切な利用情報を提供するものとする。

(2) 利用の規制

ア 自動車の利用規制

永田栗生線道路（車道）等において、適正な利用を推進するため、今後必要に応じ、利用者の状況等を踏まえつつ検討する。また、環境負荷を軽減する観点から、関係者の協力を得つつ、低公害車等の導入を検討する。

イ 野営の規制

屋久島の山岳地には、野营地として整備されたところはないが、各避難小屋周辺や水場に近い平坦地が利用されており、し尿による水質の悪化・悪臭、ゴミの放置、植生の荒廃等が問題となっている。

基本的には避難小屋での宿泊利用を原則とするが、時期によっては収容力を越える状況になっているため、避難小屋以外での宿泊利用は、避難小屋周辺に限定する。それ以外は野営禁止であることをパンフレットや民間の地図出版社等を通じて利用者に伝え、理解協力を求める。

ウ 植生保護のための立入規制

花之江河の湿原保全、縄文杉登山のあり方については、これまで関係機関の協力のもとに環境庁が検討した結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の保全対策を検討することを目的に平成6年7月に設置された屋久島山岳部利用対策協議会^(註2)のメンバーとして引き続き参加し、植生保護のための立ち入り規制等必要な措置を検討・実施する。

今後は、著名木、湿性植生保全についても必要に応じて検討し、植生復元、土砂の流入

防止等必要な措置を講じる。

エ 野生動物への餌やり防止対策及び山岳部へのペットの持ち込み防止対策の推進

利用者への普及啓発のため、今後は、関係行政機関はもとより屋久島パークボランティアの会、各交通機関、レンタカー会社、旅館等の協力を得て推進する。

また、関係機関と協力して餌を与えてはいけない理由等を明記した標識の整備を検討する。

(3) 利用の安全対策

屋久島の山岳遭難対策のために設置されている屋久島山岳遭難防止対策協議会^(注3)のメンバーとして、関係機関と協力して遭難防止に協力していくものとする。特に離島等の状況下にあることから、遭難の未然防止のための施策を中心に実施する。

(注1) 屋久島環境学習ネットワーク会議の構成メンバー：以下の11関係機関から構成される。環境庁屋久島自然保護官事務所（屋久島世界遺産センター）、屋久島営林署、屋久島森林環境保全センター、鹿児島県環境生活部環境保護課、鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所、上屋久町、屋久町、上屋久町歴史民俗資料館、屋久町立屋久杉自然館、屋久島環境文化財団。

(注2) 屋久島山岳部利用対策協議会の構成メンバー：以下の11機関の代表者から構成。屋久島森林環境保全センター、屋久島自然保護官事務所、鹿児島県環境保護課、鹿児島県観光課、鹿児島県屋久島事務所、鹿児島県屋久島警察署、上屋久町、屋久町、上屋久町観光協会、屋久町観光協会、財団法人屋久島環境文化財団

(注3) 屋久島山岳遭難防止対策協議会の構成メンバー：以下の11名から構成される。上屋久町長、屋久町長、屋久島警察署長、屋久島自然保護官、屋久島営林署、上屋久町役場山岳部長、屋久町役場山岳部長、遭難防止対策部長、遭難救助対策部長、上屋久町消防団長、屋久町消防団長

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

利用者によるゴミが散乱しているところは見受けられないが、小屋周辺に埋められたゴミが土砂の流出により露出し、ひどい状況となっている箇所も見られるため、平成6年度から雇用しているサブレンジャー等との協力により、回収に努めているところである。今後は、関係行政機関はもとより屋久島パークボランティアの会等の協力も得ながら実施していくものとする。

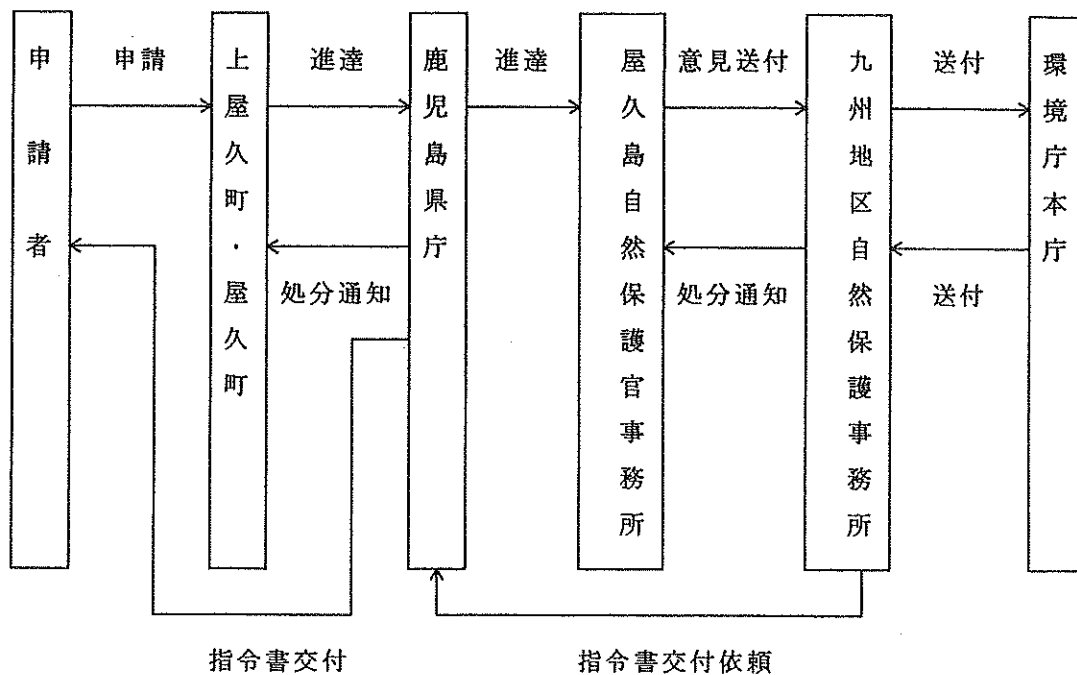
また、毎年開催されている「しゃくなげ登山」及び屋久島山岳部利用対策協議会が作成しているリーフレット「YAKUSHIMA 一来島者の方へ」等を中心にゴミ持ち帰りの広報活動を積極的に進める。

(2) 修景緑化計画

道路法面、工事跡地等については、既存の植物を植え戻すとともに、植生攪乱防止の観点から現地産種に配慮しながら、関係者と協力して早期回復に努めるものとする。

7 その他

(1) 申請書の進達及び指令書の交付ルート



(2) 世界遺産センターの運営

屋久島世界遺産センターは、国立公園等の管理、屋久島の調査研究、各種情報の提供、環境教育及びエコツアー等の普及啓発活動等の拠点としての役割を有することから、各関係機関、研究者、島民及びボランティア等の連携・協力を図りつつ管理運営していくものとする。このため、地域における連絡会議等を通じ、運営体制を整備・強化していくものとし、当面、次の活動を実施していく。

- ・平成9年2月に設置した屋久島・世界遺産等調査研究推進地域連絡会議^(註1)を軸にして、関係機関と協力して調査研究を推進する。
- ・国立公園、原生自然環境保全地域及び世界遺産のパンフレット等の充実を図り、利用者に情報提供する。具体的には、来館者がセンター内に設置されている自然情報伝言板に記入する情報やパークボランティア等からの情報を蓄積・整理し、3年後を目途に「屋久島カレンダー（屋久島暦）」を作成し、利用者等に提供する。
- ・各種文献や資料を収集し、来館者への情報提供に努める。
- ・関係機関、集落等の協力を得つつ、特別展を随時開催する。
- ・島民全員が「屋久島の自然の語りべ」ということを最終目標として、平成8年度から始めた屋久島世界遺産センター内のボランティアな解説員制度である「屋久島世界遺産センター案内人制度」の発展に努める。

- ・館内展示については、フロタージュに点字を導入する等、身障者も楽しめる工夫を行う。
- ・センターに備え付けの「感想文」ノートの意見、アンケート等を通じ、来館者の意見をセンターの運営に反映させる。
- ・関係行政機関等と協力して世界遺産として登録された屋久島の広報活動を進める。

(3) パークボランティア

平成8年1月に発足した「屋久島パークボランティアの会」の育成に積極的に努め、その活動資金となる各種活動助成金の獲得等に積極的に協力していくものとする。

(4) 科学的知見に基づく管理のための調査研究の推進

国立公園管理等の基礎データの充実を図るため、屋久島全体の生態系等の把握に努めるとともに、研究の促進及び効率化のために関係機関等（学識経験者、地元研究者、ボランティアなど）と協力しながら調査研究プログラムを取りまとめる。

併せて、研究者に対する便宜供与に努める。

調査内容については、今後、山岳部の水質の調査も実施していく。

取りまとめられた報告書類については、各行政機関はもとより公共図書館等関係機関に配布し、情報提供に努める。

また、屋久島世界遺産センターや他の場（公民館等）を活用しながら島民を対象にした講演会をはじめ、内容により特定の者を対象にした講演会の開催に努める。

平成10年3月に初めて作成した「屋久島・文献等データベース」を逐次充実更新する。

(5) 景観モニタリング

自然の変化はもとより、景観の変化をモニタリングすることが、国立公園の管理上極めて重要であることから、特定重要地点（毎年1回）、重要地点（3年に1回程度）を定めうえで、モニタリングを実施する。

(6) 特定国立公園重点管理事業の展開

平成5年度から屋久島営林署等の協力を得て標識や登山ボックスの整備等を実施している。

今後、正確な利用者数の把握が極めて重要になりつつあることから、登山道の起点となる箇所には登山届用の登山ボックス（場合によってはトイレと併設）の設置等の整備を検討する。

また、調査研究のためのモニタリング・ポストの設置、ネイチャーラベルの充実等幅広い事業を実施する。

(7) 貴重な植物の盗掘防止及び保護増殖

屋久島は、固有植物92種、分布の南限種は200種以上、北限種も多数確認されており、山草マニアの対象となっているものが多数あるため、次の対策を実施する。

ア 規制内容の周知徹底

- ①規制内容、規制区域を示した標識を各所に設置する。

②屋久島世界遺産センター等の施設で周知徹底を図る。

③パンフレット等に規制内容を掲載する。

イ 監視体制の強化

①関係者と協力してパトロール等に努める。

②パークボランティア等の車に「パトロール中」と表示する（マグネット）等心理的作戦を展開する。

③関係機関との情報交換を今後も継続する。

ウ 教育的活動の実施

①自然に親しむ集い等を通じて、普及啓発に努める。

エ 希少種の保護増殖

①希少種については関係機関と協力してその増殖に努めていく。

(8) 住民等参加型の環境保全活動

関係機関等と協力しつつ、島民が楽しみながら参加可能な環境保全活動を検討する。具体的には、島民にヤクシマシャクナゲの里親になってもらい、育てた「シャクナゲを山に返す」現代版岳まいり制度や同様にヤクタネゴヨウ里親制度などについて検討する。

また、利用者が石を山頂部に持ち運ぶことなどを内容とする大山の一木一石運動等を参考にしながら、住民等参加型の新しい環境保全活動を検討する。

(9) 21世紀を担う島の子供たち等を対象にした環境教育への積極的協力

屋久島の自然を残していくためには、次の世代を担う島民（特に子供たち）に屋久島を深く理解し、かつ愛してもらうことが極めて重要である。このため、このような社会教育活動を関係機関等と協力しながら積極的に実施する。併せて、定期的な実施されている大学等の実習にも協力する。

なお、自然保護官（パーク・レンジャー）という職業の普及啓発のために島内の中高校生を対象にした一日レンジャー等についても検討する。

(10) エコツアーの支援

屋久島においては、屋久島型エコツアーの創設を目指して、様々な試みが行われている。当事務所が実施している「自然に親しむ集い等」に職業ガイドを講師として招く他、地域振興にも繋がるようなプログラム開発に努める。

また、エコツアーの基本となる科学的知見の提供に努める。

併せて（財）屋久島環境文化財団が実施していく人材養成事業「屋久島ガイドセミナー」に協力する。

(11) 公園管理計画の改定

公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）等、現況が著しく変化した場合には速やかに見直しを行う。

(注1) 屋久島・世界遺産等調査研究推進地域連絡会議：構成メンバーは以下のとおり。
環境文化村センター副館長（館長）、環境文化研修センター副館長（館長）、屋久杉自然館館長、歴史民俗資料館学芸員、大山勇作、岩川文寛、屋久島自然保護官事務所（事務局）、森林環境保全センター（事務局）

(参考事項)

1 管理計画検討会名簿 (敬称略)

(1) 学識経験者

田川 日出夫 (鹿児島大学教授)
萬田 正治 (鹿児島大学教授)
山本 秀雄 ((有) 老舗恵命堂相談役)
日下田 紀三 (屋久町立屋久杉自然館館長)
大山 勇作 (屋久島野生植物研究所主宰)

(2) 行政機関等

小島 善雄、山下 孝親 (熊本営林局自然遺産保全調整官)
小松 敬、小島 孝文 (熊本営林局屋久島営林署長)
浅野 能昭、星野 一昭 (鹿児島県環境保護課長 (環境政策課長))
菅井 寛、竹内 攻 (鹿児島県観光課長)
川上 修身、鶴田 兼一 (鹿児島県屋久島事務所長)
矢野 勝巳、柴 八代志 (上屋久町長)
日高 十七郎 (屋久町長)
寺田 安久 (上屋久町観光協会会長)
小脇 清治 (屋久町観光協会会長)
小田 次則 (屋久島交通株式会社取締役)

(3) 事務局

小野寺 浩、国安 俊夫 (九州地区国立公園・野生生物事務所長)
佐山 浩、田村 省二 (霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所世界自然遺産生態管理官)
西田 厚生 (霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所主査)
大倉 暎伸 (霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所主査)

2 作成経緯及び検討経緯

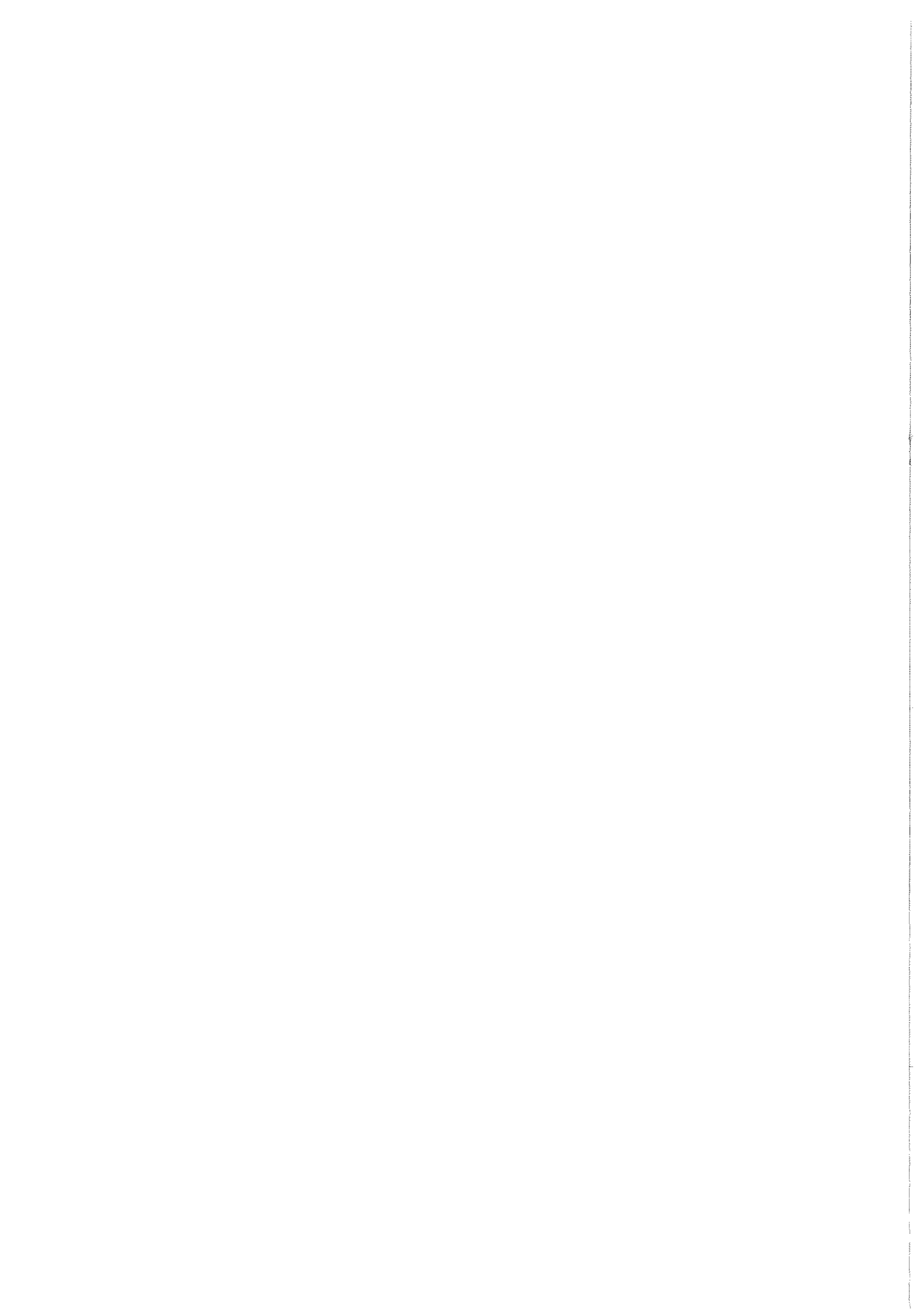
(1) 第1回検討会 (平成8年1月22日)

- ①管理計画作成のねらいなど
- ②座長選出
- ③屋久島地域の概要及び課題説明
- ④討議

(2) 第2回検討会 (平成8年8月21日、検討員のみ)

- ①管理計画 (重点検討項目) 説明
- ②討議

- (3) 第3回検討会（平成9年1月7日）
 - ①検討課題につき討議
 - ②管理計画（試案）添付
- (4) 中央連絡会議（平成10年3月6日）
 - ①管理計画の考え方について説明



参考資料

1 霧島屋久国立公園屋久島縄文杉登山のあり方検討報告書（平成4年3月）の概要

（1）基本理念

- ①単に「樹を見に行く。」のではなく、他では体験することのできない縄文杉の持つ偉大性、神秘性、縄文杉が発するエネルギーとの対話
- ②「屋久島の高い自然性の核心をなす屋久島の森の子供であり、屋久島の象徴」
- ③屋久島の生態系で育った縄文杉に、人寄せの役割を担わせること及び生態系破壊の原因者という宿命を負わせることのないよう、縄文杉を含めた屋久島全体の自然について理解と認識を深めることが基本理念

（2）利用者受け入れについての基本的な考え方

当面は、縄文杉を見たいという人を制限するのではなく、屋久島の自然を正しく理解し、正しい登山利用のあり方を認識するよう誘導を図ることが肝要。

（3）登山道整備の基本的な考え方

- ①自然との触れ合いの喜びを知る登山の推進
 - ・アプローチの長さを維持することが重要
 - ・新たなルートの設定等は今後とも避けるべき
 - ・解説、ガイドシステムの充実に努め、自然との触れ合いの喜びを知る登山の推進を図る。

②自然に優しい登山道の整備

登山道の路体の整備、植生保護対策等、自然に優しい登山道の整備を図る。あわせて、利用者への啓発等にも努める。

（4）縄文杉登山ルートの整備方針

- ①当面現状ルートを原則、バイパス等の新設は行わない。ただし、大杉を保護するため及び路体の損傷が激しく修復が困難な箇所については、部分的なルートの変更を検討。
- ②一種の利用のゾーニング的な考え方に配慮しつつ、施設の整備水準を定め、利用のコントロールを図る。
- ③屋久島のすばらしい自然風景に親しみ自然を理解し、自然について知識を得るという計画目的に適合した路線尾設定、規模及び形態とする。整備によって著しく損なわぬよう留意。
- ④登山道にテーマを持たせ、興味対象の選定や解説を積極的に行い、野生体験の増進に努める。
- ⑤案内標識の整理及び統一、ガイド地図の整備等、安全かつ快適な利用が図られるよう配慮。
- ⑥現状の路面、路体を生かすことが基本。洗掘防止、根系及び周辺植生の保護に努める。
- ⑦危険箇所、植生破壊の著しい崩壊地等緊急整備の必要性の高いところに重点を置いた整備のスケジュール。
- ⑧資材運搬、資材の確保、人手の確保等屋久島の特殊条件に配慮。

（5）登山道整備の具体的方策

- ①実施計画、事業主体、実施時期等について関係機関において、別途、検討・調整を行うことが必要。
- ②枕木による歩きにくさの解消。森林鉄道の運行区間の利用者の安全確保。大きな橋について、歩道専用部分を設けることの検討。展望所、自然解説板の設置。
- ③従来の工法の他、花崗岩による石積みや土埋木による木階段等の設置。藩政時代の屋久杉搬出の道づくりをモデルとした工法を参考にする。材料の現地調達方法を検討。

④乱立した既存標識の整理。登山口等に総合案内板の設置。主要ポイントに解説板を設置。距離と時間の併記。制札は、わかりやすいものに。標識類は統一的に整備。

⑤荒川登山口に駐車スペース、トイレ、緊急連絡施設、総合案内施設等、必要な整備を図る。

⑥小杉谷について、整備計画を別途、検討。

⑦大杉・大株の保護。ルート変更、プラットホームの設置。

(6) 快適利用の推進

①パンフレット等により正しい情報の伝達。島内でのインフォメーション機能の強化。

②金具付きの履き物（登山靴・スパイク等）の抑制。

③資材運搬への利用者の協力。

④セルフガイドシステムの検討。有人ガイドシステムの検討。

(7) 登山道の維持管理

①管理体制の確立。

②計画的な巡視・清掃活動。

2 霧島屋久国立公園屋久島花之江河湿原保全計画書（平成元年3月）の概要

(1) 基本方針

花之江河・小花之江河湿原の保全を図り、保全上の支障がない（少い）範囲内での適正な利用の場として維持

(2) 保全目標

現行の登山者数若しくはそれより若干多い程度の利用を想定

①登山道の洗掘防止

②流入土砂の除去

③木道外への踏みだし規制強化

(3) 具体的な施策

進入防止柵、制札、木道・プラットフォームの増設、導水管、土留工、自然流路の確保、流入土砂の除去、解説板の設置

3 調査研究用プロット等（作成：環境庁屋久島世界遺産センター）

(1) 林野庁プロット（森林環境保全センターの開所に伴い平成7年度から設定を開始）。

①大プロット

代表的な植生帯（暖帯性下位、移行帯及び暖帯性上位、温帯）毎に4ヘクタール

②小プロット

代表的な林層（海岸低地林、ヒメシャラ群生地、ヤクタネゴヨウ群生地、高層湿原、山頂低木林等）毎に0.25ヘクタール

（平成7年度に設置したプロット）

(a)大プロット：「暖帯性下位」

平瀬国有林2い、い1林小班（西部林道沿い）
面積4ヘクタール（200メートル×200メートル）
10メートル×10メートル毎にメッシュ

(b)小プロット：「海岸低地林」

鍋山国有林111り林小班（田代ヶ浜）
面積0.25ヘクタール（50メートル×50メートル）
10メートル×10メートル毎にメッシュ

（平成8年度に設置したプロット）

(a)小プロット：「照葉樹林帯」

愛子岳国有林204う林小班（愛子岳山麓）
面積0.70ヘクタール（10メートル×10メートル毎にメッシュ）

(2) 気象観測

①高知大学関係

(a)気温

| | | |
|------|--------|-------------|
| 西部林道 | タワー | 平成7年11月25日～ |
| 安房林道 | 安房林道終点 | 平成7年12月27日～ |
| | 屋久杉ランド | 平成7年11月25日～ |
| | 500m地点 | 平成7年11月25日～ |
| | 屋久杉自然館 | 平成7年11月25日～ |
| 大川林道 | 大川林道終点 | 平成8年 2月 7日～ |

(b)降水

| | | |
|------|-----------|-------------|
| 西部林道 | タワー | 平成7年11月23日～ |
| | 一湊（旧測候所跡） | 平成7年12月 9日～ |

(c)風向・風速

| | | |
|------|-----|-------------|
| 西部林道 | タワー | 平成7年11月23日～ |
|------|-----|-------------|

②屋久島電工関係（日降水量）

安房第2発電所、荒川ダム、小杉谷、宮之浦川、栗生

③上屋久町（総合自然公園（宮之浦））

気温、降水量、日射量、風向、風力

④屋久町関係（時間降水）

平野、平内、麦生、中間

⑤森林環境保全センター

| | | |
|----------------|------|---------|
| 屋久島森林環境保全センター内 | | 20メートル |
| 白谷雲水峡入口 | 216ろ | 560メートル |

| | | |
|----------------|------|-----------|
| 宮之浦林道33支線 | 33ふ | 500メートル |
| 小杉谷事業所跡（小中学校跡） | 101イ | 680メートル |
| 大川林道12支線 | 9る | 1,020メートル |
| 淀川登山口（林道終点奥） | 62い | 1,380メートル |
| 黒味岳頂上付近 | 22二 | 1,800メートル |

⑥気象庁

屋久島測候所（空港）、尾之間（アメダス）

（3）共同プロット（原生自然環境保全地域調査等から継続されている場所も含む）

| | 標高（メートル） | 面積（ha） |
|----------------|---------------|--------|
| ①愛子岳 | 180 | 1.00 |
| ②半山1 | 280 | 0.25 |
| ③半山2 | 235 | 0.32 |
| ④川原 | 220 | 0.25 |
| ⑤瀬切 | 490～570 | 0.46 |
| ⑥小楊子 | 540～700 | 0.91 |
| ⑦七五岳 | 850 | 0.40 |
| ⑧右俣 | 1,200 | 1.00 |
| ⑨花山1 | 1,150 | 0.25 |
| ⑩花山2 | 1,300 | 1.08 |
| ⑪鹿ノ沢 | 1,590 | 0.25 |
| ⑫甲山：栗生林道／土面川流域 | 300～500（二次林域） | |

（4）林野庁固定試験地

①ヤクスギ天然林：1973，74年設定。林野庁大プロット（移行帯及び暖帯性上位として今後管理していく方針）

(a)小花山永久プロット

86林班い2小班内。海拔高1,100メートル。小花山を縦断し太忠岳に至る歩道をはさむ南西向斜面。プロット内に蛇紋杉がある。

(b)天文の森永久プロット

86林班い1小班内。海拔高1,200メートル。太忠岳途上の歩道をはさむ南向斜面。プロット内に釈迦杉がある。

(c)二人だけの小径永久プロット

80林班い1小班。海拔高1,000メートル。尾根筋と沢筋間。高低差大。

(d)白谷永久プロット

214林班い1小班。海拔高900メートル。東南向斜面。明治時代に天然下種更新を実施したところ。

(e)花山永久プロット

17林班い1小班。海拔高1,200メートル。プロット中央を沢が南北方向に走る。南向斜面。花山

歩道沿いにある。

②ヤクスギ天然林施業

9林班そ、そ1、そ2小班。1985年設定。海拔高1,000m。群状択伐伐採。

4 モニタリング・ポイント一覧

(1) 環境庁と森林環境保全センターと共同（毎年実施） 7地点

縄文杉、大王杉、翁杉、紀元杉、花之江河（黒味岳頂上付近を含む）で2地点、小花之江河

(2) 環境庁単独（毎年実施） 11地点

宮之浦岳から焼野方面、西部林道から国割岳他：西部林道地区で4地点、尾之間地区で3地点

避難小屋周辺（高塚小屋、新高塚小屋、淀川小屋）

(3) 環境庁単独（3年に1回程度実施） 5地点

太忠岳から割石岳方面及び安房方面、七五岳から宮之浦岳方面、愛子岳から宮之浦方面及び小杉谷方面

避難小屋周辺（石塚小屋、鹿ノ沢小屋）

5 指定植物

| 科名 | 種名 |
|---------|--|
| ミズゴケ | ミズゴケ属 |
| マツバラシ | マツバラシ |
| ヒカゲノカズラ | ヒモズル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネスギ、ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ |
| ハナヤスリ | コブラン、サクラジマハナヤスリ |
| リュウビソウ | リュウビソウ |
| ゼンマイ | シロヤマゼンマイ |
| ウラボシ | カネコシダ |
| コケシノブ | キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ |
| イノモトソウ | スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホラシノブ |
| シノブ | シノブ |
| キジノオシダ | ヤマソテツ、シマヤマソテツ |
| ヘゴ | クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ |
| オシダ | コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ（ホウライイヌワラビ）、ホソバシケチシダ（オオバミヤマイヌワラビ）、テツホシダ、コバザケシダ（ジャッコウシダを含む）、アミシダ、キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワラビ、ツクシイワヘゴ、ホウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、オオヤグルマシダ（マキヒレシダ）、ヒロハアツイタ、アツイタ、サクラジマイノデ、コモチイノデ、オリヅルシダ、シマジウモンジシダ |
| オシダ | |
| シシガシラ | ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ |
| チャセンシダ | オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、カミガモシダ、ヤクシマシダ |
| ウラボシ | タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメツタ、イワオモダカ |
| ソテツ | ソテツ |
| ヒノキ | ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン） |
| ツチトリモチ | ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ |
| ナデシコ | フジナデシコ（ハマナデシコ）、ヒメハマナデシコ、ワチガイソウ |
| キンボウゲ | ハナカズラ（ハナヅル）、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タカネハンショウヅル、オオゴカヨウオウレン、オキナグサ、ヒメウマノアシガタ |
| ツツラフジ | ミヤコジマツツラフジ |
| コショウ | サダソウ |
| ウマノスズクサ | クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ |
| ヤッコソウ | ヤッコソウ |
| オトギリソウ | ヤクシマコオトギリ |
| モウセンゴケ | モウセンゴケ、コモウセンゴケ |
| ケシ | ホザキケマン |
| ベンケイソウ | ツメレンゲ |
| ユキノシタ | ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む） |

| 科名 | 種名 |
|--------|---|
| バラ | シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ |
| マメ | ハカマカズラ |
| カワゴケソウ | ヤクシマカワゴロモ |
| カタバミ | コミヤマカタバミ |
| フウロソウ | ヤクシマフウロ |
| アオイ | ハマボウ |
| スマレ | キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスマレ、ヤクシマスマレ、キスマレ、シコクスマレ (ハコネスマレ)、コケスマレ |
| ノボタン | ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン (クサノボタン) |
| セリ | ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ |
| イワウメ | イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、ヒメコイワカガミ |
| イチヤクソウ | ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ |
| ツツジ | ヨウラクツツジ、サツキ (サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ (ヤクシマヤマツツジを含む)、シロドウダン (ベニドウダンを含む) |
| サクラソウ | シマギンレイソウ、ホザキザクラ |
| リンドウ | シマセンブリ (ホウライセンブリ)、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ |
| アカネ | サツマイナモリ、チャボイナモリ (ヤエヤマイナモリ)、シラタマカズラ |
| クマツヅラ | トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む) |
| シソ | ヒロハテンニンソウ (オオマルパノテンニンソウ、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ) |
| ゴマノハグサ | クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ |
| イワタバコ | イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ |
| ハマウツボ | キヨスミウツボ |
| タヌキモ | ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ |
| マツムシソウ | マツムシソウ |
| キキョウ | サワギキョウ、キキョウ |
| キク | リュウキュウハグマ (モミジキッコウハグマ)、ホソバハグマ、タンナヤハズハハコ、ハマベノギク (イソノギク)、シオン、ウラギク (ハマシオン)、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタバコ、キリシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ |
| ホンゴウソウ | ルマホンゴウソウ |
| ユリ | ケイビラン、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウ、シライトソウ、チャボシライトソウ (ヒナシライトソウ)、キキョウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、ハマカンゾウ、ノヒメユリ (スゲユリ)、コオニユリ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ)、タマガワホトトギス、チャボホトトギス |

| 科名 | 種名 |
|-----------|---|
| ビャクブ | ヒメナベワリ |
| ヒガンバナ | ハマオモト (ハマユウ) |
| ヒナノシヤクジョウ | ヒナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ、ルリシヤクジョウ、キリシマシヤクジョウ、タヌキノシヨクダイ、キリシマタヌキノシヨクダイ |
| ホシクサ | タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ |
| イネ | シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、ヤクシマノガリヤス、コメスキ、コオニシバ |
| サトイモ | ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンショウ |
| カヤツリグサ | ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ (ジュウモンジスゲ)、コタヌキラン、ヤチカワズスゲ、チャボカワズスゲ (ヤクシマカワズスゲ)、ツルカミカワズスゲ、ツクシテンツキ、ミカズキグサ、イヌノハナヒゲ、マネキシシジュガヤ、オオキシシジュガヤ |
| ラン | タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガシマムヨウラン、ヤクシマラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、シコウラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ、エビネ (タカネエビネ、ビゼンエビネを含む)、ヒロハノカラン (ダルマエビネ)、ツルラン (カラン: ユウヅルエビネ、オオダルマエビネを含む)、オナガエビネ (リュウキュウエビネを含む)、サクラジマエビネ、ナツエビネ、キエビネ (オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む)、サルメンエビネ、トクサラン、ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロラン (アカバシユスラン、タネガシマカイロランを含む)、ミヤマムギラン、サイハイラン、ヘツカラン、シュンラン (ホクロ)、カンラン、ナギラン、マヤラン (サガミラン)、ホウサイ、クマガイソウ、セッコク、キバナノセッコク、コカゲラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、タシロラン、 |
| ラン | オオオサラン (ホザキオサラン)、オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤツシロラン (アキザキヤツシロラン)、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、アケボノシユスラン、ハチジョウシユスラン、カゴメラン (シライトシユスラン、ヤクシマシユスラン、リュウキュウシユスランを含む)、シマシユスラン、ツリシユスラン、キンギンソウ、ミヤマウズラ、シユスラン、ムカゴトンボ、タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシユスラン、ムヨウラン、クロムヨウラン (ムラサキムヨウラン)、ギボウシラン、ユウコクラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ササバラン、チケイラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、イナバラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン (ホシケイランを含む)、カクラン (カクチョウラン)、ニイタカチドリ (ツクシチドリ)、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キノチドリ、ヤクシマチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツガカヤラン、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒトツボクロ、ヤクシマネッタイラン、イイヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン |

6 屋久島における絶滅のおそれのある植物種

(わが国における保護上重要な植物種リスト(1989)をもとに環境庁霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所が作成。)

| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 減少 理由 | 屋久島での 現況 | 指定 植物 |
|-----------------|-------------|---------|-------------|----------|----------------------------|----------|
| シダ植物 | | | | | | |
| マツバラシ | V | — | 着生、常多 | H | | 1 |
| ヒモスギラン | V | 2 | 着生、常多 | L | | 1 |
| ヒモラン | V | — | 着生、常多 | L | | 1 |
| コスギトウゲシバ | V | 2 | 湿草地、常多 | R | | 1 |
| コブラン | V | — | 着生、常多 草 | H、L | | 1 |
| キクモバホラゴケ | V | 1? | 沢沿、常多 草 | L | 減少が著しい | 1 |
| シノブホングウシダ | E | 2 | 乾林床、常多 草 | H、L | | 1 |
| タキミシダ | V | — | 沢沿岩、常多 草 | H、L | | — |
| オオバシシラン | E | 2 | 沢沿岩、常多 草 | L | | — |
| アシガタシダ | V | — | 沢沿、常多 草 | L | 減少が著しい | 1 |
| カワバタハチジョウシダ | V | 1 | 沢沿、常多 草 | L | 個体数は少ない | — |
| オオタニワタリ | V | — | 着生、常多 草 | H、L | かつてごく普通 最近はあまり見 られない | 1 |
| アツイタ | V | — | 着生、常多 草 | H、L | | 1 |
| ヒロハアツイタ | V | — | 着生、常多 草 | H、L | | 1 |
| ヤクシマカナワラビ | V | 2 | 乾林床、常多 草 | R | 1ヶ所のみ | — |
| ホソバナカイタチシダ(中間型) | V | 1 | 沢沿岩、常多 草 | R | 個体数が極めて 少ない | — |
| ハイミミガタシダ | V | 2 | 路傍等、常多 草 | S | | — |
| タイヨウシダ | V | 2 | 沢沿、多草 | R | 個体数が極めて 少ない | — |
| シビイヌワラビ | V | 2 | 沢沿、常多 草 | L | 最近発見されて いない | — |
| ジャコウシダ | V | 2 | 沢沿林下? | R | 1ヶ所 | — |
| ヤクシマウラボシ | V | — | 着生、常多 草 | H | 自生地の大部分 は特別地域内 | — |
| オニマメズタ | V | 2 | 着生、常多 草 | L | | 1 |

| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 減少 理由 | 屋久島での 現況 | 指定 植物 |
|--------------------|-------------|---------|--------------|----------|--------------------------------|----------|
| 裸子植物 | | | | | | |
| ヤクタネゴヨウ | V | 1 ? | 斜面、高木 | R | 自生地・個体数 が限られている | |
| 被子植物 (単子葉) | | | | | | |
| シバナ(モシオグサ) | V | — | 汽水域 | D | | — |
| スプタ | V | — | 水田、池沼 | W | | — |
| ホンゴウソウ | V | — | 林床、腐生 | L | | 1 |
| ウエマツソウ | V | — | 、多草 林床、腐生 | L | | — |
| キシウナキリスゲ | V | — | 、多草 照葉樹林 | L | | — |
| ヤクシマハマスゲ | ? | 1 | 湿地、多草 | W | 屋久島低地 | — |
| ヤマコンニャク | V | — | 照葉樹林、 多草 | R | | — |
| ヤクシマヒロハテン ナンショウ | V | 1 | 杉林、多草 | R | | 1 ? |
| キリシマシヤクヤク ジョウ | V | — | 林床、腐生 、1草 | L | リスト外 | 1 |
| タイワンアオイラン | E | 2 | 林床、多草 | H、L | | 1 |
| エンレイショウキラン | V | — | 林床、多草 | H、L | リスト外 | — |
| シコウラン | V | — | 林床、多草 | H | | 1 |
| レンギョウエビネ | V | — | 倒木上、多 草 | H | ほぼ絶滅 | 1 |
| キエビネ | V | — | 林床、多草 | H | | 1 |
| アカバシユスラン | V | — | 林床、多草 | H | | — ? |
| カンラン | E | — | 林床、多草 | H | 業者・愛好者に よりほとんど採 りつくされている | 1 |
| ナギラン | E | — | 林床、多草 | H | 森林伐採で減少 | |
| マヤラン | V | — | 林床、多草 | L | | 1 |
| ハウサイラン | E | — | 林床、多草 | H | 絶滅したかも知 れない | 1 |
| キバナノセッコク | V | — | 着生 | H、L | 激減 | 1 |
| コカゲラン | E | 2 | 林床、腐生 、多草 | L | | 1 |
| オオオサラン | V | — | 着生、多草 | H、L | | 1 |
| イモネヤガラ | V | — | 林床、腐生 、多草 | L | | 1 |
| タカツルラン | V | — | 着生、腐生 、多草 | L | リスト外 | — |
| マツゲカヤラン | ? | 1 | 着生、多草 | L | 新種報告以後、 再発見されてい い | 1 |
| カシノキラン | V | — | 着生、多草 | H、L | 森林の伐採等で 激減、リスト外 | 1 |

| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 減少 理由 | 屋久島での 現況 | 指定 植物 |
|----------------|-------------|---------|------------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| シマシユスラン | V | — | 林床、多草 | H | | 1 |
| タカサゴサギソウ | V | — | 疎林、多草 | H | | 1 |
| ヒメクリソラン | E | 1 | 林床、多草 | U | 新種記載以後、 再発見されてい ない | 1 |
| キバナコ克蘭 | E | 2 | 林床岩、多 草 | H | 最近発見直後、 乱獲され、ほと んど絶滅 | — |
| ムカゴサイシン | V | — | 林床、多草 | L | | — |
| フウラン | V | — | 林床、多草 | H | | 1 |
| イナバラシ | V | — | 林床、多草 | H, L | 戦後発見無し | 1 |
| カクチョウラン | V | — | 林床、多草 | H | 絶滅? | 1 |
| コオロギラン | V | — | 林床、多草 | H, L | リスト外 | — |
| 被子植物 | | | | | | |
| (双子葉：離弁花) | | | | | | |
| ヤクシマカワゴロモ | V | 1 | 溪流沿、岩 上 | R | 一湊川のみ | 1 |
| ヒメキツネノボタン | V | 1 | 湿地、多草 | R | 鹿之沢 | — |
| マルバニッケイ | ? | — | 常緑亜高木 | U | | |
| カンアオイ属 | V | — | | H, L | | クワバ、ヤクシマ→ 1 |
| タチバナ | V | — | 海岸、常緑 亜高木 | D, L , M | | — |
| シャクナンガンピ | V | 1 | 岩場、落葉 低木 | R | | — |
| ヤクシマグミ | V | 1 | 山頂部、低 木 | R | | — |
| 被子植物 | | | | | | |
| (双子葉：合弁花) | | | | | | |
| マルバサツキ | V | 2 | 海岸付近や 明るい低木 林、常緑低 木 | H | ほとんど大きい ものはない | 1 |
| イソマツ | V | — | 海岸岩場、 多草 | P | | — |
| ヤクシマリンドウ | V | 1 | 岩の割れ目 、多草 | H | 登山道沿いの岩 場ではほぼ絶滅 | 1 |
| ムラサキセンブリ | V | — | 明るい草地 、2草 | G | | 1 |
| ヒメサギゴケ | V | — | 溪流沿湿地 、多草 | L | | — |
| シシンラン | V | — | 着生、多草 | H, L | | 1 |
| ヤクシマウスユキノ ウ | V | 1 | 草地、多草 | R | | — |
| タンナヤハズハハコ ? | | 1? | | | | |

| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 減少 理由 | 屋久島での 現況 | 指定 植物 |
|----------------|-------------|---------|--------------|----------|-----------------|-----------|
| ヤクシマノギク | V | 1 | 溪流沿岩場 、多草 | R | 自生地にダム建 設計画* | — *未確認 |
| コケセンボンギク | V | — | 明るい疎林 、多草 | E, L | | 1 |
| ヤクシマコウヤボウ キ | V | 1 | 岸壁、小低 木 | D | 自生地の一部が 破壊 | |

[ランク]

E : Endangered 絶滅寸前 V : Valnerable 危険 ? : 現状不明

[固有種]

1 : 世界でも屋久島のみ 2 : 日本では屋久島のみ (もしくは極めて局地的)

[生態]

多草 : 多年生草本など。

[減少理由]

L : 森林伐採 G : 草地、草原の開発 W : 湿地、池沼、河川の開発
M : 石灰岩等の採掘 E : ダム建設 D : その他の開発行為
H : 園芸用の採集 P : 薬用の採集 R : 自生地、個体数が限られている
U : 不明

[指定植物]

1 : 霧島屋久国立公園の指定植物種となっているもの。

※ (リスト外) とあるのは「屋久島原生自然環境保全地域調査報告書1984」の「屋久島のシダ植物と顕花植物のリスト」のこと。

7 屋久島における絶滅のおそれのある動物種（除：鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律規制種）
 （日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—（1991）をもとに環境庁屋久島管理官事務所
 が作成。）

| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 屋久島の状況 |
|------------------|-------------|---------|------------------------------|--|
| チョウ類 | | | | |
| オオウラギヒョウモン ン | E | — | 草原性 | 花之江河での採取記録がある（1928）。 |
| ルーミスジミ | V | — | | 小杉谷～楠川（1928、川平）、小杉谷～花之江河～ 栗生（1929、江崎・梅野）での記録がある。 現在の生息状況は不明。 |
| ミカドアゲハ | R | | | 現在の生息状況は不明。 |
| タイワンツバメシジミ | R | | | 低地を中心に生息している。 |
| | ラ ン ク | 固有 種 | 生態 | 屋久島の状況 |
| 甲虫類 | | | | |
| ヤクシマオニクワガタ | R | 1 | 朽木中 | 標高800m～1,400m程度に広く分布。 |
| ムラサキアオカミキリ | R | — | カエデ類が 食樹 | 屋久島の昆虫相（1973、岡留）、屋久島産甲虫リス トには掲載されていない。 |
| その他 | | | | |
| ヤクシマハリアリ | R | 1 | | 原生自然環境保全地域調査（1983、環境庁）では、 1,000m前後で記録されているが、全島的な分布は 明らかではない。 |
| ヤクシマムカシアリ | R | 1 | | 生息状況は分かっていない。 |
| クチジロビロウドマイ マイ | R | — | 山地の朽ち 木や巨岩の 下などに生 息 | |

[ランク]

E : Endangered 絶滅危惧 V : Valnerable 危急 R : Rare 希少

- 8 植物版レッドリストに掲載された種のうち屋久島で確認されているもの（種子植物及びシダ植物）
（屋久島野生植物目録（濱田英昭：1992）をもとに環境庁霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所が
作成）

■野生絶滅（EW）

- ・キバナコ克蘭：Liparis nigra nar. sootenzanensis：ラン科：

■絶滅危惧 I A類（CR）

- ・ヒモスギラン：Lycopodium fargesii：ヒカゲノカズラ科：（鹿児島）
- ・ヨウラクヒバ：Lycopodium phlegmaria：ヒカゲノカズラ科：鹿児島、沖縄
- ・ヒモラン：Lycopodium sieboldii：ヒカゲノカズラ科：愛媛、高知、熊本、宮崎、鹿児島、（神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山、福岡、長崎、大分）
- ・リュウキュウヒモラン：Lycopodium sieboldii var. christensenianum：ヒカゲノカズラ科：熊本、鹿児島、沖縄
- ・シノブホングウシダ：Lindsaea kawabatae：ホングウシダ科：（鹿児島）
- ・アシガタシダ：Pteris grevilleana：イノモトソウ科：鹿児島、沖縄
- ・オオギミシダ：Woodwardia harlandii：シシガシラ科：沖縄
- ・タイヨウシダ：Thelypteris erubescens：ヒメシダ科：（鹿児島）
- ・シビイヌワラビ：Athyrium kenzo-satakei：メシダ（イワデンダ）科：鹿児島
- ・コモチイヌワラビ：Athyrium strigillosum：メシダ（イワデンダ）科：熊本
- ・ジャコウシダ：Diplazium heterophlebium：メシダ（イワデンダ）科：（鹿児島）
- ・ヤクシマウラボシ：Crypsinus yakuinsularis：ウラボシ科：徳島、（三重、和歌山、高知、鹿児島）
- ・オニマメツタ：Lemmaphyllum pyriforme：ウラボシ科：島根、鹿児島
- ・タイワンアオネカズラ：Polypodium formosanum：ウラボシ科：鹿児島、沖縄
- ・ヒメキツネノボタン：Ranunculus yaegatakensis：キンボウゲ科：（鹿児島）
- ・ツキヌキオトギリ：Hypericum sampsonii：オトギリソウ科：福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
- ・ヤクシマリンドウ：Gentiana yakushimensis：リンドウ科：（鹿児島）
- ・ヤクシマノギク：Aster yakushimensis：キク科：（鹿児島）
- ・コケセンボンギク：Lagenophora labata：キク科：長崎、鹿児島、沖縄、（広島、岡山）
- ・？ヤクシマコウヤボウキ：Pertya yakushimensis：キク科：（鹿児島）
- ・ヤクシマスゲ：Carex atroviridis：カヤツリグサ科：（鹿児島）
- ・タネガシマシコウラン：Bulbophyllum macraei var. tanegashimense：ラン科：（鹿児島）
- ・ダルマエビネ：Calanthe alismaefolia：ラン科：宮崎、鹿児島
- ・キリシマエビネ：Calanthe aristulifera：ラン科：和歌山、徳島、大分、（三重、徳島、高知、愛媛、佐賀、長崎、宮崎、熊本、鹿児島）
- ・ヒロハノカラン：Calanthe japonica：ラン科：宮崎、鹿児島
- ・？ユウヅルエビネ：Calanthe x matumurana：ラン科：沖縄
- ・アカバシユスラン：Cheirostylis liukiensis：ラン科：沖縄
- ・カンラン：Cymbidium kanran：ラン科：静岡、和歌山、徳島、高知、熊本、鹿児島、沖縄、（愛知、三重、山口、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎）
- ・ホウサイラン：Cymbidium sinense：ラン科：鹿児島、沖縄
- ・コカゲラン：Didymoplexiella siamensis：ラン科：（鹿児島）
- ・マツゲカヤラン：Gastrochilus ciliaris：ラン科：（鹿児島）
- ・ムカゴトンボ：Habenaria flagellifera：ラン科：愛知、高知、長崎、熊本、鹿児島
- ・ヒメクリソラン：Hancockia japonica：ラン科：鹿児島
- ・ヤクムヨウラン：Lecanorchis nigricans var. yakusimensis：ラン科：鹿児島
- ・アワムヨウラン：Lecanorchis trachycaula：ラン科：和歌山、徳島、鹿児島
- ・ミドリムヨウラン：Lecanorchis virellus：ラン科：鹿児島
- ・ツクシアリドオシラン：Myrmechis tsukusiana：ラン科：（愛媛、鹿児島）
- ・ムカゴサイシン：Nervilia nipponica：ラン科：神奈川、高知、大分、宮崎、沖縄、（東京、長野、静岡、和歌山、鹿児島）

- ・オオバヨウラクラン : *Oberonia makinoi* : ラン科 : 徳島、高知、沖縄、(東京、和歌山、宮崎、鹿児島)
- ・サツマチドリ : *Orchis graminifolia* var. *micropunctata* : ラン科 : (鹿児島)
- ・ガンゼキラン : *Phaius flavus* : ラン科 : 静岡、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、(東京、三重、和歌山、徳島、愛媛、佐賀、沖縄)
- ・カクチョウラン : *Phaius tankarvilleae* : ラン科 : 沖縄
- ・ナゴラン : *Sedirea japonica* : ラン科 : 佐賀、長崎、大分、鹿児島、(東京、福井、静岡、和歌山、島根、徳島、高知、愛媛、宮崎、熊本、沖縄)
- ・コオロギラン : *Stigmatodactylus sikokianus* : ラン科 : 高知、(和歌山、徳島、鹿児島)

■絶滅危惧 I B 類 (EN)

- ・ヒモヅル : *Lycopodium casuarinoides* : ヒカゲノカズラ科 : 山口、福岡、長崎、熊本、(三重、和歌山、鹿児島)
- ・スギラン : *Lycopodium cryptomerinum* : ヒカゲノカズラ科 : 青森、岩手、宮崎、秋田、福島、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、兵庫、奈良、和歌山、広島、徳島、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、(北海道、山形、茨城、三重、大阪、滋賀、福岡、鹿児島)
- ・コブラン : *Ophioglossum pendulum* : ハナヤスリ科 : 東京、鹿児島、沖縄
- ・カネコシダ : *Gleichenia laevis* : ウラジロ科 : 佐賀、長崎、熊本、大分、(鹿児島)
- ・タキミシダ : *Antrophyum obovatum* : シシラン科 : 福井、山梨、静岡、愛知、滋賀、奈良、和歌山、徳島、愛媛、高知、熊本、宮崎、(千葉、神奈川、富山、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、島根、広島、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島)
- ・オオバシシラン : *Vittaria forrestiana* : シシラン科 : (鹿児島)
- ・オオタニワタリ : *Asplenium antiquum* : チャセンシダ科 : 和歌山、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、(東京、三重、徳島、高知、福岡)
- ・ヒロハアツイタ : *Elaphoglossum tosaense* : ツルキジノオ科 : 静岡、和歌山、徳島、高知、宮崎、(東京、三重、奈良、熊本、鹿児島)
- ・アツイタ : *Elaphoglossum yoshinagae* : ツルキジノオ科 : 東京、和歌山、徳島、高知、鹿児島、(三重、宮崎)
- ・ハイミミガタシダ : *Thelypteris aurita* : ヒメシダ科 : 福岡、鹿児島
- ・ヤクタネゴヨウ : *Pinus armandii* var. *amamiana* : マツ科 : (鹿児島)
- ・オニカンアオイ : *Heterotropa hirsutisepala* : ウマノスズクサ科 : (鹿児島)
- ・クワイバカンアオイ : *Heterotropa kumageana* : ウマノスズクサ科 : 宮崎、(鹿児島)
- ・モダマ : *Entada phaseoloides* : マメ科 : 鹿児島、沖縄
- ・ヒメノボタン : *Osbeckia chinensis* : ノボタン科 : 和歌山、高知、長崎、熊本、鹿児島、沖縄
- ・ホザキザクラ : *Stimpsonia chamaedryoides* : サクラソウ科 : 山口、鹿児島、(沖縄)
- ・コナミキ : *Scutellaria guilielmii* : シソ科 : 愛知、岡山、広島、山口、徳島、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄、(和歌山、三重、福岡、高知、鹿児島)
- ・ゴマクサ : *Centranthera cochinchinensis* var. *lutea* : ゴマノハグサ科 : 栃木、千葉、愛知、兵庫、広島、山口、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、(群馬、茨城、神奈川、静岡、大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、奈良、佐賀、長崎)
- ・シシラン : *Lysionotus pauciflorus* : イワタバコ科 : 静岡、京都、奈良、鳥取、愛媛、高知、福岡、熊本、宮崎、(和歌山、三重、島根、徳島、大分、鹿児島)
- ・モミジコウモリ : *Cacalia kiusiana* : キク科 : 熊本、宮崎、(鹿児島)
- ・ホソバニガナ : *Ixeris makinoana* : キク科 : 栃木、群馬、岐阜、静岡、福岡、熊本、大分、宮崎、(千葉、和歌山、鹿児島)
- ・ホンゴウソウ : *Andorhis japonica* : ホンゴウソウ科 : 静岡、京都、兵庫、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、鹿児島、沖縄、(宮城、栃木、新潟、愛知、三重、奈良、大阪、和歌山、福岡、佐賀、大分、熊本、宮崎)
- ・チャボシライトソウ : *Chionographis koidzumiana* : ユリ科 : 愛知、和歌山、徳島、高知、宮崎、(鹿児島)

- ・クロホシクサ : *Eriocaulon parvum* : ホシクサ科 : 栃木、千葉、静岡、和歌山、山口、徳島、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、(群馬、茨城、兵庫、京都、滋賀、三重、鹿児島)
- ・? ヤマコンニャク : *Amorphophalus hirtus* var. *kiusianus* : サトイモ科 : 長崎、沖縄、(高知、鹿児島)
- ・キシウナキリスグ : *Carex nachiana* : カヤツリグサ科 : 愛知、兵庫、山口、徳島、高知、福岡、(茨城、島根、和歌山、宮崎、鹿児島)
- ・シコウラン : *Bulbophyllum macraei* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・キエビネ : *Calanthe sieboldii* : ラン科 : 福井、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、(島根、滋賀、広島、鹿児島)
- ・アツモリソウ : *Cypripedium macranthum* var. *speciosum* : ラン科 : 北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、神奈川、山梨、長野、岐阜、(秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、静岡)
- ・キバナノセッコク : *Dendrobium tosaense* : ラン科 : 高知、長崎、熊本、宮崎、(東京、愛媛、鹿児島、沖縄)
- ・オオオサラン : *Eria corneri* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・オサラン : *Eria reptans* : ラン科 : 高知、熊本、宮崎、(東京、奈良、和歌山、徳島、鹿児島、沖縄)
- ・イモネヤガラ : *Eulophia zollingeri* : ラン科 : 宮崎、鹿児島、沖縄
- ・キンギンソウ : *Goodyera procera* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・シマシユスラン : *Goodyera viridiflora* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・ダイサギソウ : *Habenaria dentata* : ラン科 : 千葉、和歌山、高知、長崎、熊本、宮崎、沖縄、(神奈川、鹿児島)
- ・タカサゴサギソウ : *Habenaria tentaculata* : ラン科 : 沖縄
- ・ヤクシマアカシユスラン : *Hetaeria yakusimensis* : ラン科 : 静岡、愛媛、高知、宮崎、沖縄、(東京、和歌山、鹿児島)
- ・チケイラン : *Liparis plicata* : ラン科 : 宮崎、鹿児島、沖縄
- ・イナバラシ : *Odontochilus inabae* : ラン科 : 沖縄、(鹿児島)
- ・? ツクシチドチ : *Platanthera (brevicalcarata* var.) *yakumontana* : ラン科 : 大分、(愛媛)
- ・ヒメトケンラン : *Tainia laxiflora* : ラン科 : 長崎、熊本、鹿児島、沖縄
- ・ヤクシマネツタイラン : *Tropidia nipponica* : ラン科 : 高知、宮崎、鹿児島、沖縄
- ・ヤクシマヒメアリドオシラン : *Vexillabium yakushimense* : ラン科 : 長野、鹿児島、沖縄

■ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

- ・マツバラシ : *Psilotum nudum* : マツバラシ科 : 福島、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、(宮城、茨城、埼玉、石川、三重、大阪、島根)
- ・コスギトウゲシバ : *Lycopodium somae* : ヒカゲノカズラ科 : 鹿児島
- ・キクモバホラゴケ : *Cephalomanes apiifolium* : コケシノブ科 : (鹿児島、沖縄)
- ・キクシノブ : *Humata repens* : シノブ科 : 和歌山、徳島、高知、宮崎、鹿児島、沖縄
- ・シマオオタニワタリ : *Asplenium nidus* : チャセンシダ科 : 東京、沖縄、(鹿児島)
- ・ヤクシマカナワラビ : *Arachniodes cavalerii* : オシダ科 : (鹿児島)
- ・ムカシベニシダ : *Dryopteris anadroma* : オシダ科 : (鹿児島)
- ・ホソバナカイタチシダ : *Dryopteris gymnosora* var. *angustata* : オシダ科 : (鹿児島)
- ・ヒメミゾシダ : *Stegnogramma gymnocarpa* ssp. *amabilis* : ヒメシダ科 : 広島、愛媛、長崎、鹿児島、沖縄
- ・デンジソウ : *Marsilea quadrifolia* : デンジソウ科 : 青森、岩手、宮城、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川、福井、長野、愛知、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、(北海道、秋田、群馬、新潟、栃木、茨城、静岡、東京、石川、岐阜、京都、大阪、奈良、滋賀、和歌山、三重、鳥取、島根、香川、高知)
- ・タイワントリアシ : *Boehmeria formosana* : イラクサ科 : 沖縄、(鹿児島)
- ・マルバニッケイ : *Cinnamomum daphnoides* : クスノキ科 : 福岡、長崎、鹿児島、沖縄
- ・ナンゴクアオイ : *Heterotropa crassa* : ウマノスズクサ科 : (鹿児島)

- ・テンノウメ : *Osteomeles anthyllidifolia* : バラ科 : 鹿児島、沖縄
- ・ヤクシマカワゴロモ : *Hydrobryum puncticulatum* : カワゴケソウ科 : (鹿児島)
- ・タチバナ : *Citrus tachibana* : ミカン科 : 静岡、愛知、和歌山、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、(三重、福岡)
- ・アオツリバナ : *Euonymus yakushimensis* : ニシキギ科 : 宮崎、(鹿児島)
- ・コバノクロヅル : *Tripterygium doianum* : ニシキギ科 : 熊本、宮崎、(鹿児島)
- ・ヤクシマヨウラクツツジ (ヤクシマツリガネツツジ?) : *Menziesia yakushimensis* : ツツジ科 : (鹿児島)
- ・ヤクシマヤマツツジ : *Rhododendron yakuinsulare* : ツツジ科 : (鹿児島)
- ・ハマサジ : *Limonium tetragonum* : イソマツ科 : 宮城、福島、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、(静岡、三重、鹿児島)
- ・イソマツ : *Limonium wrightii* : イソマツ科 : 東京、鹿児島、沖縄
- ・ムラサキセンブリ : *Swertia pseudochinensis* : リンドウ科 : 栃木、千葉、東京、神奈川、福井、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、(青森、岩手、福島、大阪、奈良、鹿児島)
- ・ムラサキミミカキグサ : *Utricularia uliginosa* : タヌキモ科 : 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、(京都、大阪、高知、鹿児島)
- ・イズハハコ : *Conyza japonica* : キク科 : 群馬、神奈川、静岡、愛知、奈良、和歌山、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄、(広島、福岡、佐賀、鹿児島)
- ・モクビヤクコウ : *Crossostephium chinense* : キク科 : 東京、鹿児島、沖縄
- ・ヤクシマヒヨドリ : *Eupatorium yakushimense* : キク科 : (鹿児島)
- ・タカサゴソウ : *Ixeris chinensis* ssp. *strigosa* : キク科 : 青森、岩手、宮城、秋田、神奈川、長野、静岡、兵庫、岡山、山口、香川、福岡、長崎、大分、宮崎、(山形、福島、群馬、栃木、茨城、三重、和歌山、奈良、滋賀、大阪、広島、徳島、高知、佐賀、熊本、鹿児島)
- ・マルミスブタ : *Blyxa aubertii* : トチカガミ科 : 青森、大阪、兵庫、広島、長崎、沖縄、(秋田、福島、群馬、茨城、新潟、静岡、愛知、滋賀、京都、和歌山、高知、山口、福岡、熊本、鹿児島)
- ・スブタ : *Blyxa echinosperma* : トチカガミ科 : 宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、富山、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、(岩手、宮城、群馬、茨城、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、鳥根、福岡、鹿児島、沖縄)
- ・シバナ : *Triglochin maritimum* : ホロムイソウ (シバナ) 科 : 北海道、秋田、石川、愛知、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、三重)
- ・ウエマツソウ : *Sciaphila tosaensis* : ホンゴウソウ科 : 東京、静岡、京都、和歌山、広島、徳島、愛媛、高知、宮崎、(鹿児島、沖縄)
- ・ヤクシマヒロハテンナンショウ : *Arisaema longipedunculatum* var. *yakumontanum* : サトイモ科 : (鹿児島)
- ・イトテンツキ : *Bulbostylis densa* var. *capitata* : カヤツリグサ科 : 神奈川、愛知、岡山、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、(静岡、鹿児島、沖縄)
- ・ヤリテンツキ : *Fimbristylis ovata* : カヤツリグサ科 : 神奈川、和歌山、山口、長崎、沖縄、(千葉、静岡、鹿児島)
- ・オキナワチドリ : *Amitostigma lepidum* : ラン科 : 宮崎、鹿児島、沖縄
- ・タネガシマムヨウラン : *Aphyllorchis montana* : ラン科 : (鹿児島、沖縄)
- ・ヤクシマラン : *Apostasia nipponica* : ラン科 : (鹿児島)
- ・マメヅタラン : *Bulbophyllum drymoglossum* : ラン科 : 福島、栃木、東京、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、(群馬、茨城、奈良、大阪、京都)
- ・ムギラン : *Bulbophyllum inconspicuum* : ラン科 : 宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、(群馬、茨城、長崎、鹿児島)

- ・ ツルラン : *Calanthe furcata* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・ レンギョウエビネ : *Calanthe lyroglossa* : ラン科 : 沖縄
- ・ オナガエビネ : *Calanthe masuca* : ラン科 : 鹿児島、沖縄
- ・ ナギラン : *Cymbidium lancifolium* : 神奈川、静岡、愛知、和歌山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、(三重)
- ・ ?タシロラン : *Epipogium roseum* : ラン科 : 千葉、東京、神奈川、静岡、京都、奈良、和歌山、山口、徳島、高知、福岡、長崎、大分、(群馬、三重)
- ・ タカツルラン : *Galeola altissima* : ラン科 : (沖縄)
- ・ カシノキラン : *Gastrochilus japonicus* : ラン科 : 千葉、静岡、奈良、和歌山、徳島、高知、大分、鹿児島、沖縄、(三重、長崎)
- ・ ハルザキヤツシロラン : *Gastrodia nipponica* : ラン科 : 静岡、和歌山、徳島、愛媛、高知、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、(三重)
- ・ フウラン : *Neofinetia falcata* : ラン科 : 神奈川、静岡、愛知、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、(茨城、千葉、山梨、福井、三重、滋賀、京都、大阪、島根)
- ・ アマミトンボ : *Platanthera amamiana* : ラン科 : 鹿児島
- ・ ヤクシマチドリ : *Platanthera ophrydioides* var. *amabilis* : ラン科 : (鹿児島)
- ・ ナガバトンボソウ : *Platanthera tipuloides* var. *linearifolia* : ラン科 : (鹿児島)
- ・ トキシウ : *Pogonia japonica* : ラン科 : 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、(茨城、三重、大阪、広島、長崎、鹿児島)

■ 準絶滅危惧 (NT)

- ・ ミズワラビ (ホウライシダ) 科 スキヤクジャク
- ・ イノモトソウ科 カワリバアマクサシダ
- ・ バラ科 ヤクシマシロバナヘビイチゴ
- ・ フウロソウ科 ヤクシマフウロ
- ・ ジンチョウゲ科 シャクナンガンピ
- ・ グミ科 ヤクシماغミ
- ・ ミソハギ科 ヤクシマサルスベリ
- ・ ツツジ科 ヤクシマミツバツツジ
- ・ サクラソウ科 シマギンレイカ
- ・ リンドウ科 ハナヤマツルリンドウ、ヤクシマツルリンドウ
- ・ シソ科 コケトウバナ、ヤクシマシソバタツナミ
- ・ ゴマノハグサ科 カワヂシャ (カワジサ?)
- ・ キク科 ヒメキクタバコ
- ・ オモダカ科 アギナシ
- ・ ユリ科 ヒメカカラ
- ・ ラン科 トクサラン、シラヒゲムヨウラン、オキナワムヨウラン、ボウラン、ヤクシマトンボ、イシガキキヌラン

■ 情報不足 (OD)

- ・ イノモトソウ科 カワバタハチジョウシダ
- ・ ウマノスズクサ科 ムラクモアオイ?
- ・ ベンケイソウ科 ハママンネングサ
- ・ ツツジ科 アクシバモドキ
- ・ シソ科 ヒメキセワタ
- ・ ゴマノハグサ科 ヒメサギゴケ
- ・ キク科 ヤクシマウスユキソウ、ヒナヒゴタイ

- ・イネ科 ヒメハイチゴザサ
- ・カヤツリグサ科 ハナビスゲ、チャボカワズスゲ、ホウキガヤツリ